

第7次府中市男女共同参画計画（案）

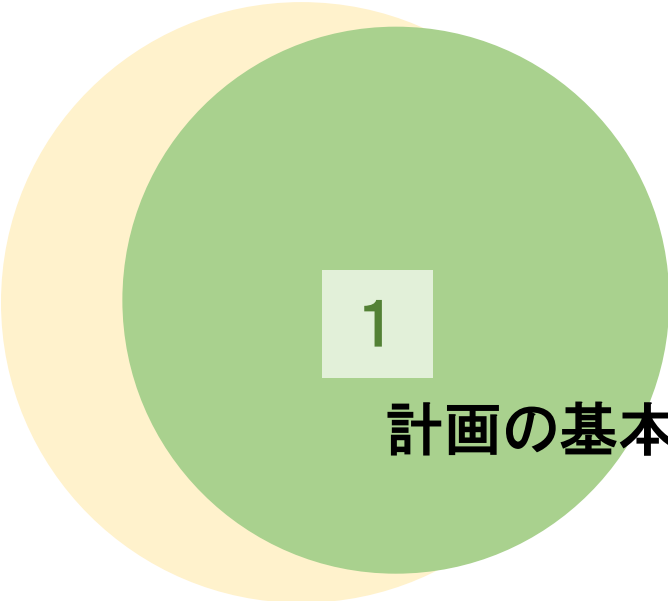
男女が共に参画するまち
府中プラン

府 中 市

目 次

1	計画の基本的な考え方	5
1	計画の基本理念	6
2	計画の期間	7
3	計画の性格（含む女性活躍推進計画及び配偶者暴力対策基本計画の策定）	7
4	男女共同参画を取り巻く現況　－世界・国・東京都の動向－	8
5	計画の基本目標	11
6	第7次府中市男女共同参画計画体系図	14
2	基本計画	15
	基本目標Ⅰ　女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現	17
	課題1　女性活躍社会を実現するまちづくり【女性活躍推進計画】	18
	（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大（政治・行政）	20
	（2）経済分野における男女共同参画の推進	20
	（3）地域活動における男女共同参画の推進	21
	課題2　仕事と生活の調和を目指すまちづくり【女性活躍推進計画】	24
	（1）就業のための支援	26
	（2）女性活躍推進の意識啓発と環境づくり	26
	（3）市職員の男女共同参画の推進	27
	課題3　子育て・介護・健康にやさしいまちづくり	30
	（1）子育て家庭への支援	32
	（2）ひとり親家庭への支援	32
	（3）高齢者・障害者・介護者支援等の充実	32
	（4）生涯を通じた健康支援	33
	基本目標Ⅱ　男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ	37
	課題1　男女共同参画の意識づくり	38
	（1）意識啓発の強化（広報・啓発活動の拡充）	40
	（2）情報の収集・提供	40
	（3）推進体制の充実	41
	課題2　男女共同参画の視点に立った地域づくり	44
	（1）学校における男女共同参画の推進	46
	（2）市民活動の支援と人材の育成	46
	（3）男女共同参画の視点に立った地域防災及び防犯の推進	47

基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の構築	51
課題1 暴力から市民を守る地域づくり【配偶者暴力対策基本計画】	52
(1) 暴力の根絶に向けた取組の推進	54
(2) 被害者に対する包括的な支援の充実	54
(3) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進	54
(4) セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組の推進	55
課題2 誰もが安心して暮らせる地域づくり	58
(1) 人権意識の啓発の推進	60
(2) 性的マイノリティへの理解促進と支援の充実	60
(3) 困難な問題を抱える女性への支援	60
(4) 相談窓口の充実	61
3 計画の進行管理	65
1 計画の進行管理	66
2 進行管理・評価の視点（参考）	66



1

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

日本国憲法は「個人の尊厳と両性の本質的平等」（第24条）を理念に、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止し、すべての国民は「法の下に平等」（第14条）であり、その基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」（第11条）として保障しています。

また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重と男女が対等な立場で責任を担う社会の実現」に向け、国、地方自治体及び国民の責務を明示して、社会のあらゆる場における男女共同参画の実現をうたっています。

第7次計画は、第6次計画と同様に日本国憲法及び男女共同参画社会基本法を基本理念とし、男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を推進します。また、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、第7次計画の推進が国際的協調にもつながると考えます。

■第7次府中市男女共同参画計画における基本理念の考え方

日本国憲法と男女共同参画社会基本法を基本理念とする

日本国憲法

第11条

基本的人権⇒侵すことのできない永久の権利

第14条

すべての国民は「法の下に平等」

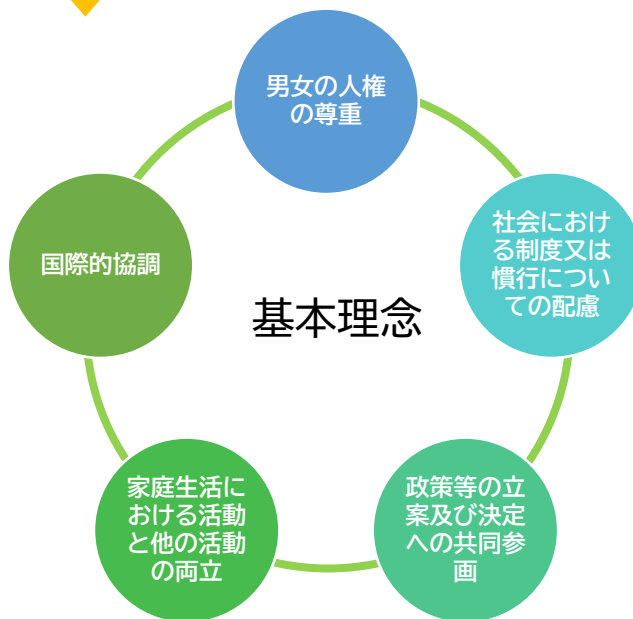
第24条

個人の尊厳と両性の本質的平等

男女共同参画社会基本法

男女共同参画基本法第2条

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を目指す。



2 計画の期間

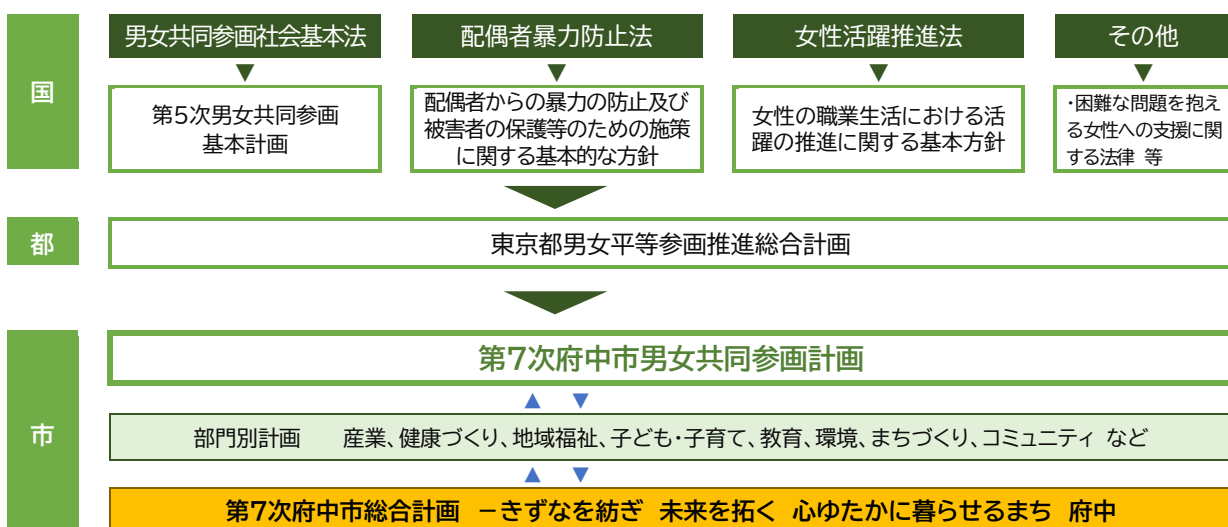
本計画の期間は国の「第5次男女共同参画基本計画」、東京都の「男女平等参画推進総合計画」と同様に5か年とし、計画期間は令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）とします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
国	←					←				
東京都		←					←			
府中市	→					→				

※国：男女共同参画局

3 計画の性格

第7次計画は、府中市婦人行動計画、府中市女性行動計画、第3次～第5次及び第6次府中市男女共同参画計画（以下、「第6次計画」といいます。）を引き継ぎ、府中市総合計画を上位計画として、府中市男女共同参画推進協議会の報告書や市民の意見を尊重して策定するものです。



女性活躍推進計画及び配偶者暴力対策基本計画等の策定について

第7次計画には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年8月制定 令和元年6月改正法公布 令和4年4月1日全面施行）に基づき、府中市における第2次女性活躍推進計画を位置づけ、女性の活躍に向けた取組の推進を図ることとします。また、第3次配偶者暴力対策基本計画を策定（内包）し、暴力の根絶に向けた取組の推進、被害者に対する支援の充実、自立支援体制の確立を図ることとします。

さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年5月公布 令和6年4月1日施行）については、各施策を通じて官民連携による体制を目指し、取組を進めます。

4 男女共同参画を取り巻く現況 - 世界・国・東京都の動向 -

世界の動向

■国際女性会議WAW！2022の開催

国際女性会議WAW！2022が2022年12月3日に開催されました。本会合では、あらゆる政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の観点から、10の分科会が設置され、加えて設けられた地方及び若者をテーマとした2つの特別セッションにおいて幅広い議論が行われました。

■世界水準と我が国の格差（ジェンダー・ギャップ指数）

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、スイスの世界経済フォーラムが独自に算定する4分野（経済、教育、健康、政治）の指標で構成する男女格差を図る指数です。

2023年、日本は総合125位（146か国中）で、前年（116位/146）から順位を落とし、先進国の中では非常に低く、特に経済・政治分野が課題となっています。

（内閣府男女共同参画局HPを参考に作成）

ジェンダー・ギャップ指数

日本のGGI **125位** ↓ / 146か国

経済	123位
教育	47位
健康	59位
政治	138位

労働参加率の男女比
賃金の男女格差
管理職の男女比

国会議員/
官僚の男女比
行政首长の
在任年数の男女比

■G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合

2023年5月のG7広島サミット（首脳国会議）開催に合わせて、6月24日（土）・25日（日）にはG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催されました。国際社会が直面する男女共同参画や女性活躍等に関する様々な課題や各国の取組について議論を行いました。

■APEC女性と経済フォーラム

2023年8月にAPEC「女性と経済フォーラム」ハイレベル政策対話が、アメリカ・シアトルで開催されました。会合では、「一層の統合と女性活躍の確立（Ensuring the greater integration and empowerment of women）」がテーマとして取り上げられました。議長国であるアメリカから「APEC女性と経済フォーラム議長声明」が発出されました。

■OECDジェンダー主流化作業部会・第5回会合

2023年12月にOECDジェンダー主流化作業部会がフランス・パリで開催されました。この会議ではOECD閣僚理事会で採択された「the OECD's Contribution to Promoting Gender Equality」に基づき、ジェンダー・ギャップに関するダッシュボード（進捗の図表化）、ジェンダー・データ・イニシアティブ、ECO調査におけるジェンダー主流化などOECDによるジェンダー平等のための取組について意見交換が行われました。

■2025年大阪・関西万博における「女性活躍推進」

SDGs達成を目指す上で、女性活躍や多様性の実現を重要なテーマと捉え、2025年大阪・関西万博では「ウーマンズ パビリオン in collaboration with Cartier」を設置します。出展は官民共同参画プロジェクトとし、女性活躍の状況を発信するほか、ジェンダー平等に関する展示を行う予定となっています。

国の動向

■第5次男女共同参画基本計画の策定（計画期間 令和2年～7年）

国では「男女共同参画社会基本法」に基づき、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する視点の追加、誰でもわかりやすい計画づくり、策定プロセスの強化が計画の特徴となっており、SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取組等も追加されています。

■コロナ下の女性への影響と課題に関する研究報告

令和3年4月にコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会から、DV相談件数（令和2年4月～令和3年2月）が同月前年度の1.5倍となり、民間NPO等からは若い女性の生活困窮、家庭内での問題が悪化するなど深刻な相談が増加している状況が報告されました。就業者数も男女ともに大幅に減少し、特に女性の減少幅が大きく、コロナ下での移動制限により宿泊業や飲食業のサービス業に大きな影響が出ているなど、様々な課題が顕在化しました。

■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年6月16日に公布・施行されました。本法では、基本原則として「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと」等を定めており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとされています。また、国及び地方公共団体は、セクハラ・マタハラへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化をすることが明記されています。

■こども家庭庁の創設

子どもに関する取組・政策を真ん中に据えた社会の実現を目指し、新たな推進体制としてこども家庭庁が令和5年4月1日に創設されました。令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、基本理念として「社会全体の構造・意識変革」などがあげられ、子育て世代の働き方改革の推進と育休制度等の強化に取り組むとしています。また、今後3年間で取り組む加速化プランでも、「共働き・共育での推進」などがあげられ、育休制度の制度と給与面を抜本強化し、男性の育休取得を促進するとしています。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（議員立法）が令和6年4月1日から施行されました。新法は「売春防止法」から婦人保護事業を抜き出し刷新したもので、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情」により困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとしています。また、国の基本方針を踏まえ、都道府県には施策の実施計画を作る義務、市町村には努力義務が定められています。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正（改正配偶者暴力防止法）

「改正配偶者暴力防止法」が令和6年4月1日から施行されました。改正の主な内容としては、被害者へのつきまとい等を禁止する命令を発令する制度である「保護命令制度」の拡充として、「精神的な暴力」への対象拡大や、子どもへの接近禁止期間の伸長などが定められたほか、保護命令違反の刑罰化が加わっています。また、国の基本方針や都道府県の計画に「関係機関の連携協力」・「被害者支援の自立支援のための施策」について記載が必須となったほか、「協議会の法定化」が規定されました。

東京都の動向

■東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定

いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的として平成30年10月に制定された条例の第2章では、「多様な性の理解の推進」においては、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図るとされています。この条例に基づいて、令和元年12月には、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定されました。

■東京都男女平等参画推進総合計画の策定（計画期間 令和4年度～令和8年度）

従来からあった「男女平等参画のための東京都行動計画」（現「東京都女性活躍推進計画」）及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を改定した総合計画として、「東京都男女平等参画推進総合計画」を平成29年3月に策定しましたが、社会情勢の変化等により新たに生じた課題への取組などを踏まえ令和4年3月に改定した計画を策定しました。

■東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

令和4年11月1日、多様な性への理解を深めて、性的マイノリティの人々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として、東京都パートナーシップ宣誓制度の運用が始まりました。

■女性も男性も輝くTOKYO会議

東京都においては、「東京都男女平等参画を進める会」及び「東京都女性活躍推進会議」を整理・統合し、平成29年に「女性も男性も輝くTOKYO会議」を新たに設置しました。「東京都男女平等参画推進総合計画」の推進に関して、都民及び事業者と都とが連携・協力し、あらゆる場における女性の活躍を進め、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会を実現することを目的としています。

令和5年度は7月に、「東京都男女平等参画推進総合計画」女性活躍推進計画 第2章 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジの、①性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の取組、②男性の家事・育児参画に向けた取組、③育業の取得促進に向けた取組について、を議題にオンライン会議を開催しています。

■困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定

（計画期間 令和6年度～令和10年度）

令和6年3月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくための計画を策定しました。

対象者の把握から地域での自立までの多様な支援を切れ目なく包括的に提供する、本人の意思や意向を最大限尊重した支援の実施、同伴児童へのサポートの強化、困難な課題を抱える若年女性への支援、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進に取り組むことが掲載されています。

5 計画の基本目標

第7次計画の目標については、第6次計画の目標を踏まえつつ、国・東京都の計画との整合を図る観点から、次の3つを基本目標とし、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

課題1 女性活躍社会を実現するまちづくり

●日本のジェンダー平等は諸外国から大きく遅れており、特に、政治や経済分野は非常に遅れたものとなっています。国においては、女性活躍を推進するための法律や制度の整備が進み、女性の就業者は増加傾向にあります。しかし、女性の就業形態は非正規雇用が多く、管理職等の意思決定層への女性の登用はいまだ遅れている状況です。女性活躍社会を実現していくためには、あらゆる分野への女性の参画を推進していく取組が必要です。

○府中市のあらゆる分野に男女共同参画の視点が反映できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組むとともに、女性が活躍するための能力開発やキャリア形成支援、また、市民の誰もが参加しやすい地域活動の支援など、女性が活躍するまちづくりを目指します。

課題2 仕事と生活の調和を目指すまちづくり

●近年では、共働き世帯が専業主婦世帯の数を大きく上回っており、男性も女性もワーク・ライフ・バランスの実現が課題となっています。市民意識調査では、市民の理想は「家庭生活と個人の時間を優先したい」が多くなっていますが、現実には「仕事を優先している」が多くなっています。市民の理想とする働き方・暮らし方を実現するために、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備が必要です。

○庁内及び市内事業所等に向けて、男性中心型の労働慣行を見直し、仕事と生活を両立できる職場環境を整備するとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるための意識啓発を行い、市民の仕事と生活の調和を目指します。

課題3 子育て・介護・健康にやさしいまちづくり

●日本は世界有数の長寿社会であり、長い人生のライフステージにおいて、それぞれの希望に応じた働き方・学び方・生き方が選択できることが求められています。特に女性には、子育て、介護の負担が大きく、子育てと介護のダブルケアも問題となっています。また、男女ともに生涯にわたる健康づくりも重要です。

○男女ともに、誰もが安心して自分が望む生活を送れるよう、子育てや介護への支援、福祉サービスなど支援体制の充実に取り組むとともに、性差や年齢に応じた健康支援や相談の充実を図り、市民に寄り添ったまちづくりを目指します。

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ

課題1 男女共同参画の意識づくり

●国や東京都、府中市において、男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度なども徐々に改善されてきました。しかしながら、偏見や固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は社会全体に存在しており、男女の平等感をみると、未だ男性が優遇されていると感じる市民が多いのが実状です。男女の地位の平等を実現し、男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において固定的性別役割分担意識の解消を図っていくための意識改革（マインドチェンジ）が必要です。

○男女共同参画に関する情報収集・提供、意識啓発、男女共同参画推進体制の構築など、市民・事業所・行政、すべての主体の意識改革（マインドチェンジ）を促すことで、男女共同参画社会の実現を目指します。

課題2 男女共同参画の視点に立った地域づくり

●我が国のジェンダー・ギャップ指数を見ると、他の分野と比較して学校教育の場の男女平等は進んでいることがわかります。一方、地域社会や社会通念・慣習・しきたりなどにおいては、平等と感じている人は少ない状況にあり、府中市においても同様の状況にあります。今後は、男女の地位の平等が様々な分野に波及していくよう、地域全体で男女共同参画社会の実現に取り組んでいく必要があります。

○学校教育の場における男女共同参画の推進や、市民活動の支援・人材育成において男女共同参画の視点を活かすとともに、地域防災及び防犯への積極的な女性の参画を促進するなど、あらゆる場において、男女共同参画の視点に立った地域づくりを目指します。

基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の構築

課題1 暴力から市民を守る地域づくり

●配偶者や交際相手等の間で起こるあらゆる暴力（DV）やセクシュアルハラスメントなどは基本的人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題となっています。また、暴力等の種類や被害対象などは日々多様化・複雑化しており、被害者や周囲の人が気づかず、被害が潜在化しやすいといったことも問題となっています。これらのあらゆる人権侵害を阻止するための意識啓発の取組と、被害者に対する支援が重要です。

○暴力やセクシュアルハラスメントはすべて「人権を侵害するものである」という認識を広く市民に周知し、また、子どもの頃からの教育や意識啓発等の充実により未然防止を図ります。また、関係機関との連携を強化し、早期発見や加害が起きた場合の迅速な対応、DV等被害者の自立を支援するなど、暴力等から市民を守る地域づくりを目指します。

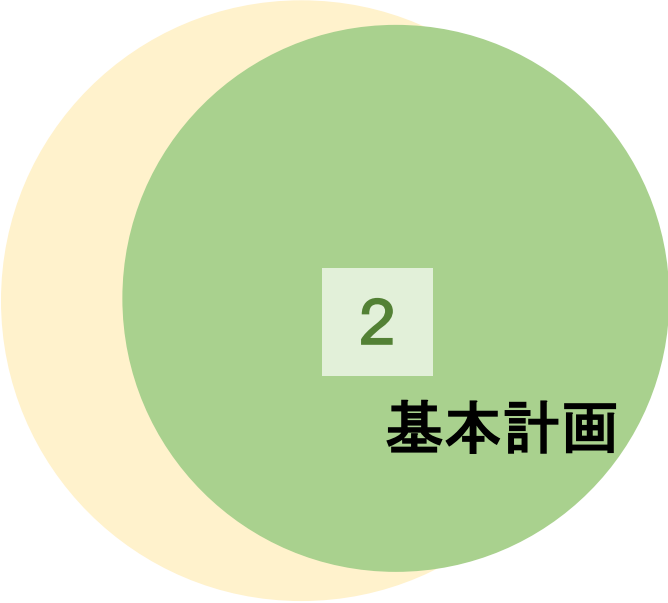
課題2 誰もが安心して暮らせる地域づくり

●近年、経済社会や就業環境、新型コロナウイルスの感染拡大等のあらゆる社会背景の変化から、様々な困難に直面している人が増加しています。経済的な困難や地域からの孤立化、また、性的マイノリティであること、外国籍であることを理由とした困難など、それぞれ多種多様な背景や課題を抱えています。男女共同参画社会の形成のためにも、「誰一人取り残さない」、すべての方の人権が尊重され、安心して活躍できる環境づくりが重要です。

○子どもの頃から「男女平等意識」を育み、平和かつ公正で、お互いの特性や価値観を認め合い、尊重し合う意識の醸成を図るとともに、すべての人の生きづらさの解消に向けた男女共同参画の視点に立った相談体制の整備や、様々な困難を抱える人への支援に努め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

6 第7次府中市男女共同参画計画体系

基本目標	個別計画	課題	施策
Ⅰ 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現	女性活躍推進計画	1 女性活躍社会を実現するまちづくり	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大(政治・行政)
			(2)経済分野における男女共同参画の推進
			(3)地域活動における男女共同参画の推進
		2 仕事と生活の調和を目指すまちづくり	(1)就業のための支援
			(2)女性活躍推進の意識啓発と環境づくり
			(3)市職員の男女共同参画の推進
		3 子育て・介護・健康にやさしいまちづくり	(1)子育て家庭への支援
			(2)ひとり親家庭への支援
			(3)高齢者・障害者・介護者支援等の充実
			(4)生涯を通じた健康支援
Ⅱ 男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ		1 男女共同参画の意識づくり	(1)意識啓発の強化(広報・啓発活動の拡充)
			(2)情報の収集・提供
			(3)推進体制の充実
		2 男女共同参画の視点に立った地域づくり	(1)学校における男女共同参画の推進
			(2)市民活動の支援と人材育成
			(3)男女共同参画の視点に立った地域防災及び防犯の推進
Ⅲ 人権が尊重される社会の構築	配偶者暴力対策基本計画	1 暴力から市民を守る地域づくり	(1)暴力の根絶に向けた取組の推進
			(2)被害者に対する包括的な支援の充実
			(3)家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進
			(4)セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組の推進
		2 誰もが安心して暮らせる地域づくり	(1)人権意識の啓発の推進
			(2)性的マイノリティへの理解促進と支援の充実
			(3)困難な問題を抱える女性への支援
			(4)相談窓口の充実

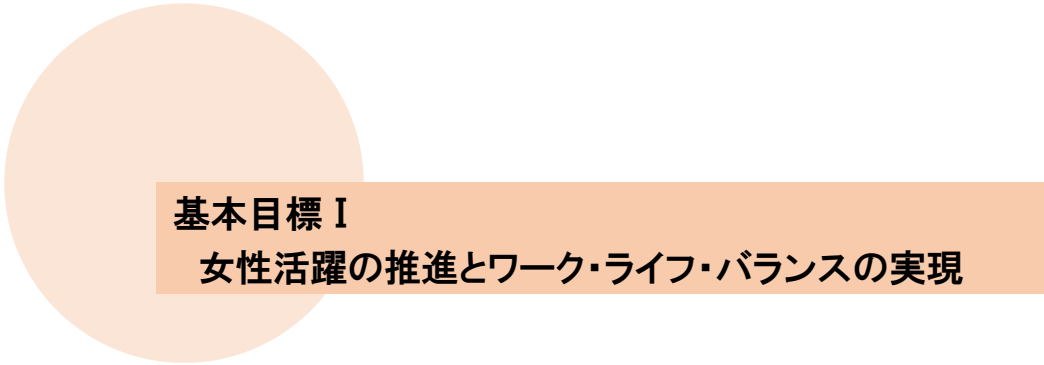


2

基本計画



基本計画



基本目標Ⅰ 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

- 課題１ 女性活躍社会を実現するまちづくり
- 課題２ 仕事と生活の調和を目指すまちづくり
- 課題３ 子育て・介護・健康にやさしいまちづくり

基本目標Ⅰ

女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

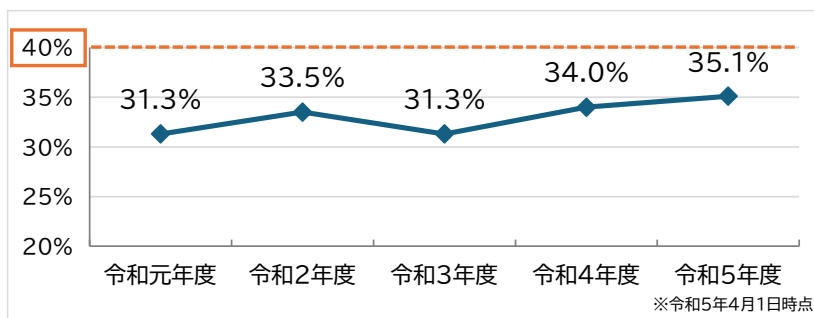
課題1 女性活躍社会を実現するまちづくり

- ◆市の審議会等における女性委員割合は40%の目標値を下回っており、政策・方針決定過程への女性の参画拡大の目標実現に向け、より一層の取組強化が必要です。
- ◆厚生労働省の調査では係長相当職に就く女性は増加していますが、より上位の管理職を目指すためにはスキルアップや意識啓発、環境づくりが必要です。
- ◆女性が活躍できる市となるために、地域社会の場における男女の地位・立場の平等を目指し、地域の女性リーダーの育成や地域活動に気軽に参加できる環境づくりが重要です。

●市が設置する審議会等における女性委員の割合の推移

出典：令和元年度～令和5年度 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

* 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値（内閣府男女共同参画局）

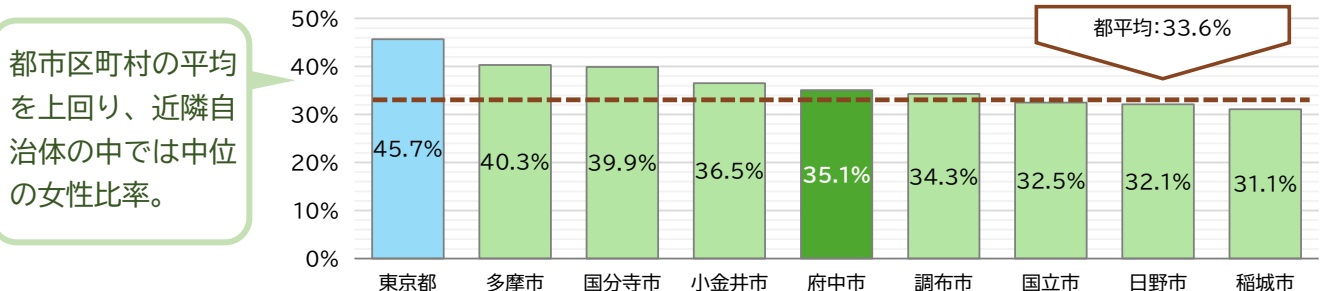


男女ともに40%以上を目標としている審議会等における委員の女性委員割合は30%を超えて推移。

●審議会等における女性委員の割合(近隣市との比較)

出典：令和5年度 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

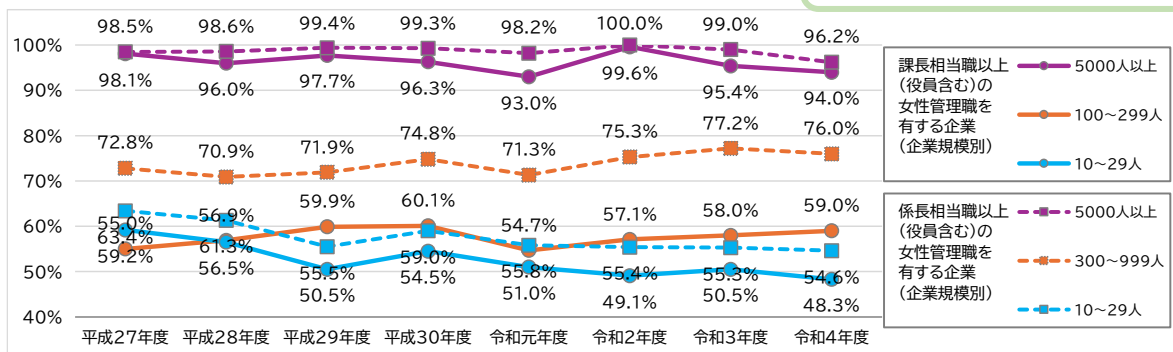
* 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値(内閣府男女共同参画局)



都市区町村の平均を上回り、近隣自治体の中では中位の女性比率。

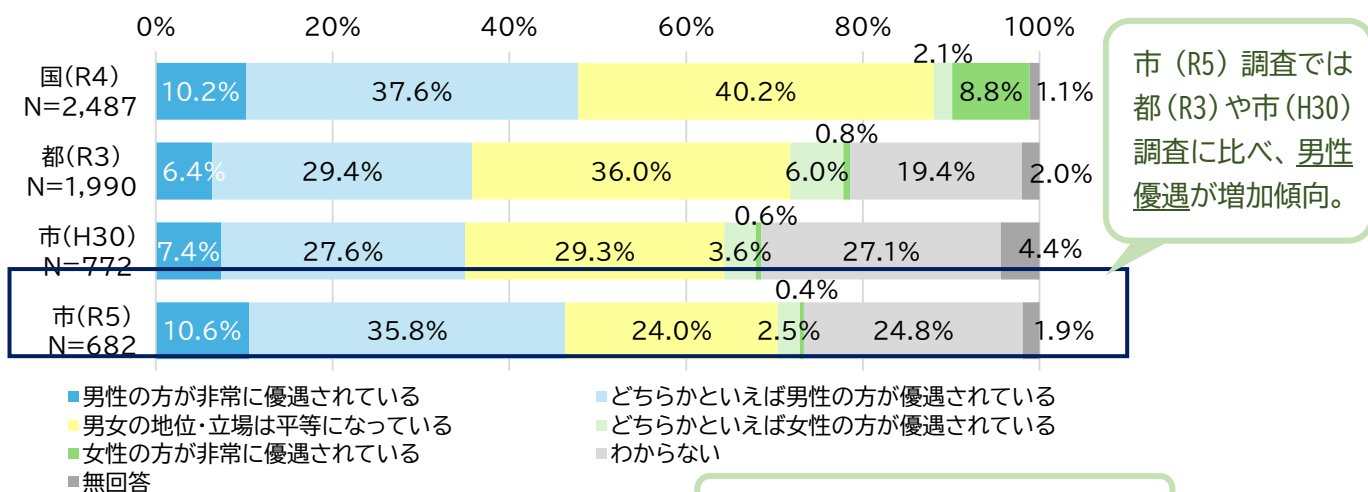
●女性管理職を有する企業の割合の推移(企業規模別)

出典:各年度 雇用均等基本調査(厚生労働省)



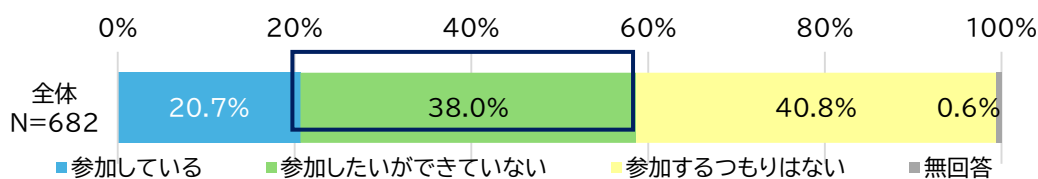
●地域社会の場において男女の地位・立場は平等になっていると思うか

出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度・平成30年度)



●市や地域での活動への参加状況

出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度)

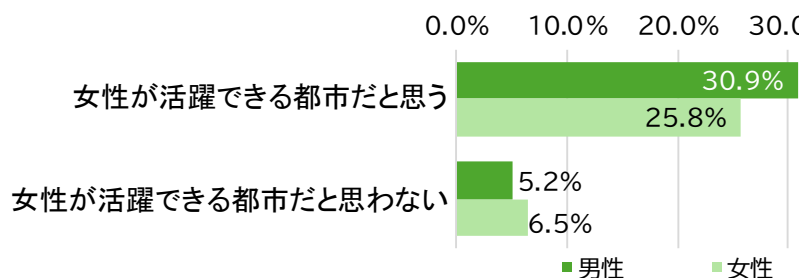


●府中市は女性が活躍できる都市だと思うか

出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度)

*「女性が活躍できる都市だと思う」は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答割合の合計

*「わからない」「無回答」は除く



－施策の方向・展開－

（１）政策・方針決定過程への女性の参画拡大（政治・行政）

施策の方向

審議会等の委員に占める女性の割合を高め、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう、「委員の構成比を男女ともに40%以上」を目指した積極的な取組を推進します。また、委員の人選においては慣例や役職にとらわれない人選を働きかけるなど、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。



施策の展開

- 審議会等の委員の構成比が一方の性別に大きく偏らないよう、審議会等の「委員の構成比を男女ともに40%以上」とし、政策・方針決定過程で男女それぞれの意見を反映するため、市政のあらゆる分野に女性の参画拡大を図ります。
- 市民の意見を政策に反映できるよう、計画策定時の市民意識調査の実施や審議会等への公募市民の登用など、老若男女問わず市民の意見を広く聴く機会の充実に努めます。

（２）経済分野における男女共同参画の推進

施策の方向

市内事業所等の雇用における男女の均等な機会を促進するため、男女の格差を解消するよう事業所等を対象とした意識啓発を図ります。
市内事業所等における女性の参画拡大を促進するとともに、女性が活躍するための能力の開発を支援します。また、女性が起業に挑戦できるような支援の充実を積極的に図ります。



施策の展開

- 国や東京都からの労働や女性活躍推進に関する情報を、市内事業所等や市民に向けて様々な広報媒体による周知に努め、意識啓発を図ります。
- ライフステージに応じて仕事と生活を両立して働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう市内事業所等に対し意識啓発を図るとともに、労働者に対しては、労働全般に関する相談を行います。
- 女性の就業に生かすことができるスキルアップやキャリアアップのための研修やセミナーを開催し、女性人材の発掘と能力開発に取り組みます。
- 職場におけるハラスメント行為を防止するため、意識啓発や相談窓口の周知を図ります。

(3) 地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向

性別や年齢にかかわらず、誰もが気軽に地域活動へ参加できるよう、ボランティア活動・市民活動の情報の発信や活動に対する支援の充実を図ります。

地域活動の場において年齢や性別によって役割が固定化しないよう、幅広い年齢の男女の参画を促進します。

施策の展開

- 地域活動に参加する意思をもつ市民が地域活動に参加しやすい環境づくりを支援します。
- 各種講座の開催や団体同士の交流機会の提供など、市民の地域活動やボランティア活動を支援するとともに、活動に関する情報提供を行います。
- 市民自らの学びや活動につなげるため、市民からの要望に応じた出前講座を実施するとともに、指導者の育成や地域への派遣など地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及促進を図ります。
- 子育て中の市民の地域活動への参加を促進するため、市主催事業等で託児支援を行います。

— 目標指標 —

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
審議会等委員の女性委員の割合 (委員の構成比、男女ともに40%以上)	36.07% ※令和6年3月31日時点	40%以上
【指標の考え方・目標値の算出方法】 「第5次男女共同参画基本計画」(内閣府)において設定されている、国の審議会等委員及び専門委員等に占める女性の割合を2025年までに40%以上、60%以下とする成果目標に準じて、40%以上を目指す。		
府中市は女性が活躍できる都市だと思う市民の割合	27.9%	38%
【指標の考え方・目標値の算出方法】 あらゆる分野における女性の参画拡大が進むことにより、府中市は女性が活躍できる都市だと思う市民の割合の向上を目指す。(府中市男女共同参画に関する意識調査)		

一事業一

*No. が色付けされている事業は他の施策で再掲されています。

No.	事業項目	事業概要	担当課
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (政治・行政)			
1	全ての審議会等における委員男女それぞれの構成比率を40%以上に促進	・市の政策・方針・決定の場において、女性の参画を推進するため、全ての審議会等において、委員の男女それぞれの構成比率40%以上を目指します。	政策課
2	男女共同参画についての調査	・市民のニーズ等に沿った政策立案に資するよう、市民意識調査等により男女共同参画に関する調査を実施します。 また、全市的に実施している市政世論調査を活用します。	多様性社会推進課
(2) 経済分野における男女共同参画の推進			
3	ソーシャルビジネスや起業に関する情報や学習機会の提供	・ソーシャルビジネスの起業や事業の継続を支援するため、メンターや職員による個別相談を受け付けたり、市民同士が交流できる機会を提供したりします。	協働共創推進課
4	女性の就職支援講座、起業のための講座等の実施	・関係団体と連携し、女性の就職や再就職、起業に役立つセミナー等を関係団体と連携し開催します。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知します。	多様性社会推進課 産業振興課
5	労働情報等の周知	・国や都からの情報提供を受け、労働関係法、労働保険、就労に関するセミナー等の開催に関する情報を、広報を通じて周知します。	産業振興課
6	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	・女性のキャリア支援及び管理職への登用の意識啓発を図るため、市民・市内事業所等を対象とした研修や講座等を実施します。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知します。	多様性社会推進課 産業振興課
7	ライフステージに応じたキャリア支援	・結婚・出産・育児・介護等のライフステージに応じた女性のキャリア支援の意識啓発のため、市民等を対象とした講座等を実施します。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知します。	多様性社会推進課 産業振興課
8	事業所に対する女性活躍促進の働きかけ	・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知します。	産業振興課
9	長時間労働是正やワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発活動の充実	・長時間労働是正やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報を、ポスター・パンフレット等により周知し、市民の意識啓発を図ります。 ・広く市民・市内事業所等へ意識啓発を図るため、広報紙等を活用した啓発活動を実施します。	多様性社会推進課 産業振興課
10	年金・労働相談	・労働条件、労使関係、年金、健康保険、雇用保険、労災、ハラスメントなど労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。	広聴相談課
11	職場におけるハラスメント防止への対応	・国や都からの情報提供を受け、市内事業所等へハラスメント防止に関する意識啓発や相談先等の周知を図ります。	産業振興課

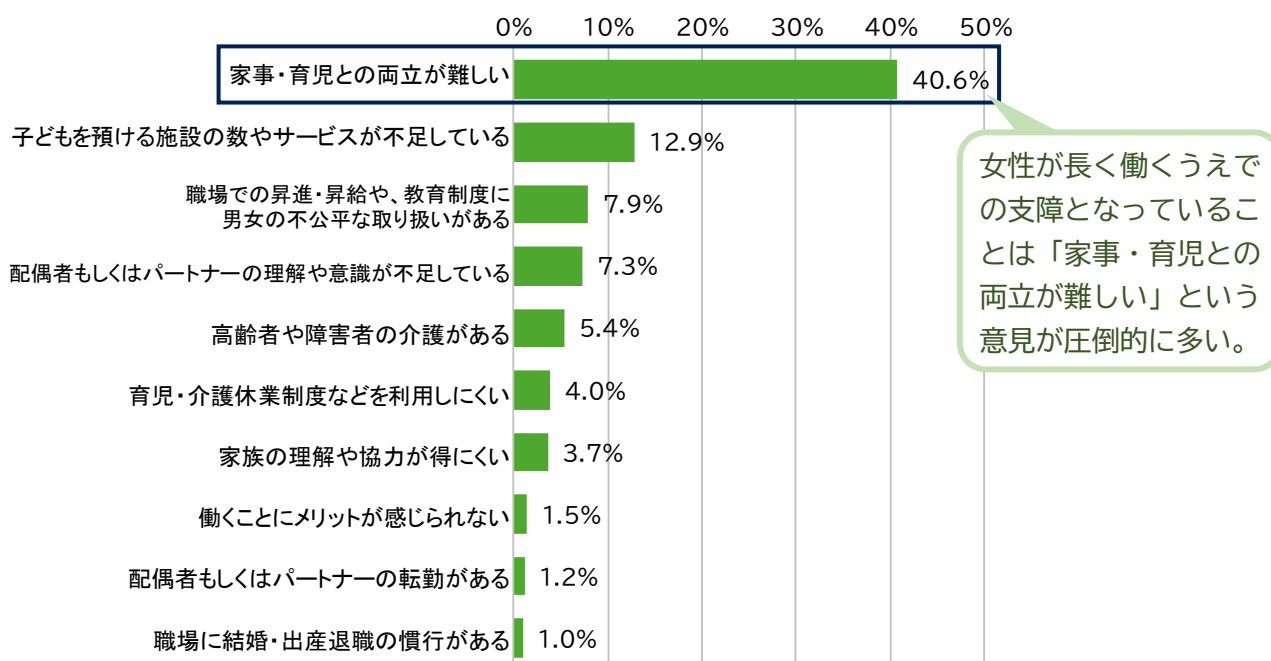
No.	事業項目	事業概要	担当課
(3) 地域活動における男女共同参画の推進			
12	誰もが参加しやすいコミュニティ活動の推進及び活動への参加の促進	・地域の各種団体等の方々が、性別・年代を超えた交流と触れ合いの場を広げられる環境整備を支援するとともに、取組の好事例を発信するなどコミュニティ活動が積極的に展開される機運を醸成します。	地域コミュニティ課
13	ボランティア活動の支援及び各種講座の充実	・市民活動団体やボランティア活動の情報を収集・提供するほか、イベントや講座等を通じて多様な主体（市民活動団体や企業、学校等）同士が交流することで社会課題や情報を共有し、協働に向けたコーディネートを市が行います。 ・社会教育関係団体の支援を通して、生涯学習に関する市民の地域活動を支援します。また、地域での多様な生涯学習の場とそれを還元する「学び返し」の機会を充実させるため、生涯学習センターや地区公民館における講座等の実施、生涯学習サポーターや生涯学習ファシリテーターの活動の充実を図ります。	協働共創推進課 文化生涯学習課
14	ふちゅうカレッジ出前講座の実施	・市民の要望に応じ、職員が講師として現地に赴き、男女共同参画の推進に関する講座を実施します。	多様性社会推進課
15	自主的なスポーツ・レクリエーション活動への指導者派遣	・市民が主体的に参画する地域スポーツ活動の普及・促進を図るため、府中コミスポ協力者のほか、スポーツ指導者等の知識や経験に合わせた活動機会を提供するとともに、指導者や協力者等を対象とした講習会などを実施し、知識や技術の獲得をサポートします。また、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動に必要な指導者を派遣します。	スポーツタウン推進課
16	市主催事業等の開催における託児支援	・育児中の方の参加を促すため、市主催事業等で託児を行う際に保育士等の派遣を行います。	多様性社会推進課

課題2 仕事と生活の調和を目指すまちづくり

- ◆女性が仕事を続けていくため、仕事と生活を両立しやすい環境づくりや、男女を問わず育児や介護をする人の負担軽減のための支援の充実が求められています。
- ◆職場における女性の活躍推進を実現するためには、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性自身が積極的にキャリアアップに取り組めるよう、情報発信や意識啓発が必要です。
- ◆市民のワーク・ライフ・バランスを実現するためには、これまでの働き方を改革し、生活のための時間を増やしていくことが必要です。

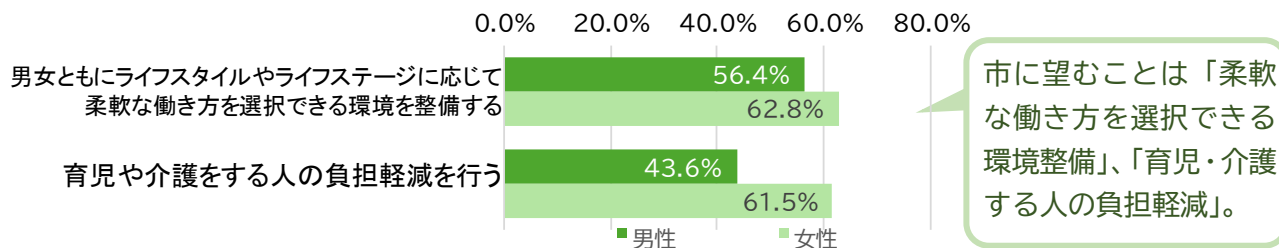
●女性が長く働くうえでの支障

出典：府中市男女共同参画に関する意識調査（令和5年度） ＊選択肢「その他」「特になし」と無回答は除く



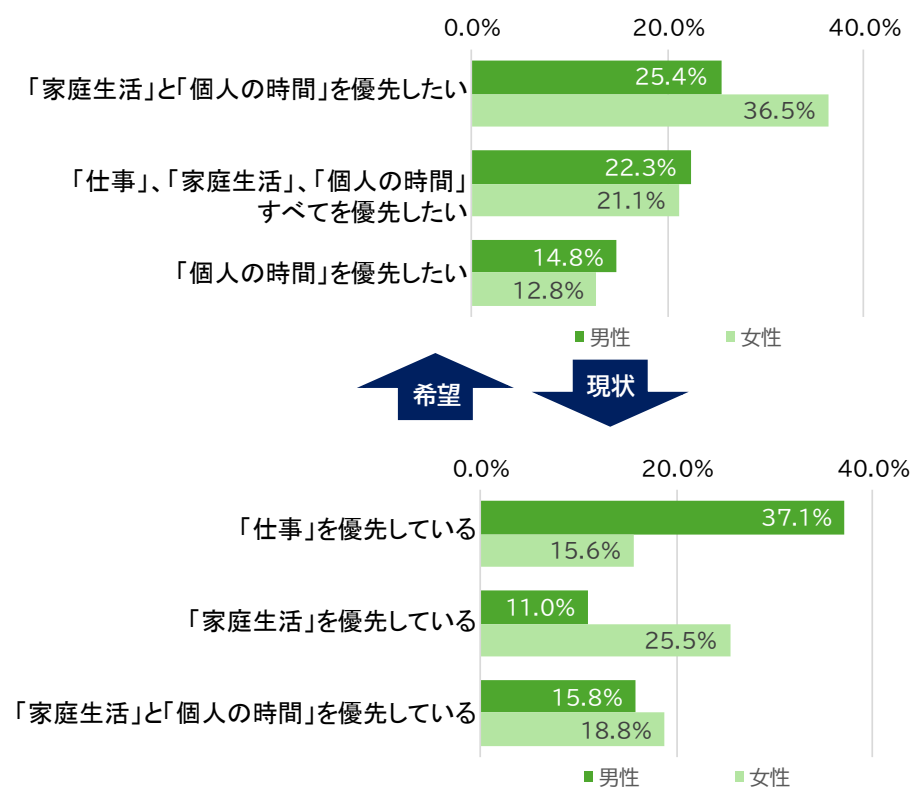
●自分らしく豊かに生きることのできる社会を実現させるため、市に力を入れて欲しいこと

出典：府中市男女共同参画に関する意識調査（令和5年度）



●生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「個人の時間」の優先度の希望と現状

出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度)



希望は
「家庭生活」と
「個人の時間」を
優先。

現状は
男性は「仕事」を、
女性は「家庭生活」
を優先。

－施策の方向・展開－

（１）就業のための支援

施策の方向

労働者が出産・育児・介護等の期間に仕事と生活が両立できるよう、職場環境の整備につながる情報の周知を図ります。また、出産・育児・介護等により離職した女性が、自身の希望に沿った働き方が実現できるよう、情報の周知や支援を行います。

施策の展開

- 出産・育児・介護等の期間も労働者の希望に沿った働き方が継続できる職場環境の整備や育児・介護休業等の取得促進など、市民や事業所等へ労働に関する様々な情報の周知を図ります。
- 出産・育児・介護を理由とした離職者や事業所等に向けて、再就職等に関する情報を提供するなど再就職の支援を図り、職場復帰を促進します。
- 女性のライフステージに応じたキャリア支援の研修やセミナーを開催し、新しいスキルの習得など能力開発に取り組めます。
- 職場におけるハラスメント行為を防止するため、意識啓発や相談窓口の周知を図ります。

（２）女性活躍推進の意識啓発と環境づくり

施策の方向

固定的性別役割分担意識にとらわれず、ライフステージに応じて女性活躍が実現できるよう意識啓発を図るとともに、長期的なキャリア形成や能力開発に向けた取組を支援し、働き方を選択でき、継続して働くことができるような環境づくりを推進します。

恒常的な長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行等の見直しと、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための意識啓発を図り、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の普及を促進します。

施策の展開

- 市民や事業所等へ男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの法制度の周知を図ります。また、男女労働者間の格差の解消に向け、女性自身が働き方を選択でき、長期的なキャリア形成を実現できるよう支援するとともに、意識啓発を図ります。
- 市民や事業所等へワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報を周知し、仕事と生活の両立への理解を深め、市民それぞれのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の醸成を図ります。

(3) 市職員の男女共同参画の推進

施策の方向

男女問わず職員がその個性と能力を十分に発揮し、働きがいを感じながら職業生活において活躍できるよう、仕事と家庭（生活）を両立できる職場環境づくりを推進します。

施策の展開

○市職員のワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍推進にかかる取組について、府中市特定事業主行動計画のもと施策を展開するとともに、推進状況を確認し、意識啓発及び職場環境の整備を図ります。

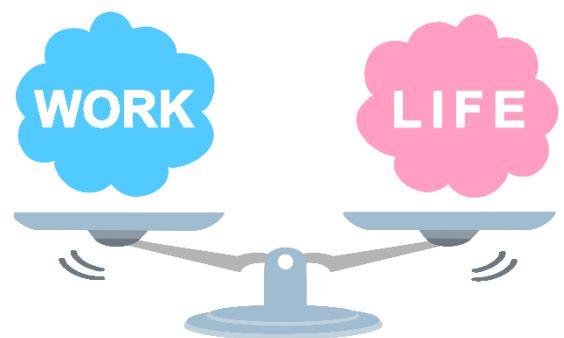
— 目標指標 —

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
女性の就職・再就職の支援セミナー等の参加者数	123人 (講座回数3回)	150人 (各回50人)
【指標の考え方・目標値の算出方法】 セミナーの参加者数の増加を目指す。		
男女共同参画に関する事業所向けの記事等を 広報紙等へ掲載する回数	0回	1回
【指標の考え方・目標値の算出方法】 広報紙等に事業所紹介の記事を掲載する。		

一事業一

*No. が色付けされている事業は他の施策で再掲されています。

No.	事業項目	事業概要	担当課
(1) 就業のための支援			
3	【再掲】 ソーシャルビジネス や起業に関する情報 や学習機会の提供	・ソーシャルビジネスの起業や事業の継続を支援するため、 メンターや職員による個別相談を受け付けたり、市民同 士が交流できる機会を提供したりします。	協働共創推進課
4	【再掲】 女性の就職支援講 座、起業のための講 座等の実施	・関係団体と連携し、女性の就職や再就職、起業に役立つセ ミナー等を関係団体と連携し開催します。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知 します。	多様性社会推進課 産業振興課
5	【再掲】 労働情報等の周知	・国や都からの情報提供を受け、労働関係法、労働保険、就 労に関するセミナー等の開催に関する情報を、広報を通 じて周知します。	産業振興課
7	【再掲】 ライフステージに応 じたキャリア支援	・結婚・出産・育児・介護等のライフステージに応じた女性 のキャリア支援の意識啓発のため、市民等を対象とした 講座等を実施します。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知 します。	多様性社会推進課 産業振興課
11	【再掲】 職場におけるハラス メント防止への対応	・国や都からの情報提供を受け、市内事業所等へハラスメン ト防止に関する意識啓発や相談先等の周知を図ります。	産業振興課
(2) 女性活躍推進の意識啓発と環境づくり			
6	【再掲】 指導的立場への登用 に向けた女性のキャ リア支援	・女性のキャリア支援及び管理職への登用の意識啓発を図 るため、市民・市内事業所等を対象とした研修や講座等 を実施します。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知 します。	多様性社会推進課 産業振興課
8	【再掲】 事業所に対する女性 活躍促進の働きかけ	・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知 します。	産業振興課
9	【再掲】 長時間労働是正やワ ーク・ライフ・ balan ス推進に関する啓発 活動の充実	・長時間労働是正やワーク・ライフ・バランスの推進に関す る情報を、ポスター・パンフレット等により周知し、市民 の意識啓発を図ります。 ・広く市民・市内事業所等へ意識啓発を図るため、広報紙等 を活用した啓発活動を実施します。	多様性社会推進課 産業振興課
10	【再掲】 年金・労働相談	・労働条件、労使関係、年金、健康保険、雇用保険、労災、 ハラスメントなど労働全般の相談に社会保険労務士が助 言・指導を行います。	広聴相談課
7	【再掲】 ライフステージに応 じたキャリア支援	・結婚・出産・育児・介護等のライフステージに応じた女性 のキャリア支援の意識啓発のため、市民・事業所等を対象 とした研修や講座等を実施します。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知 します。	多様性社会推進課 産業振興課

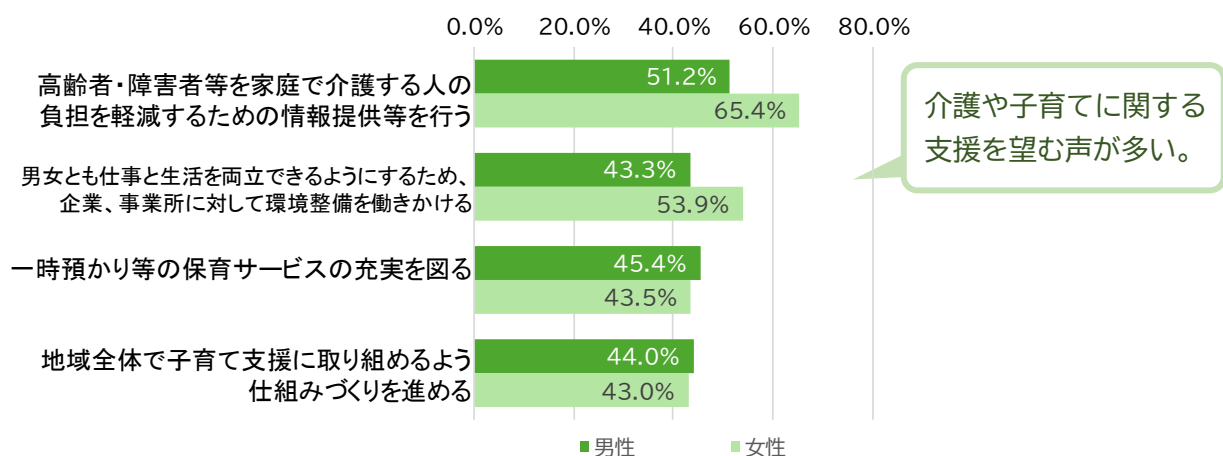


課題3 子育て・介護・健康にやさしいまちづくり

- ◆市民のワーク・ライフ・バランスの実現のために、子育て支援や介護支援の充実が求められています。
- ◆女性の介護・看護による離職が多いことから、介護の負担軽減のための支援の充実を図ることが必要です。
- ◆市民の健康の維持・増進に向けて、ライフステージに応じた健康支援の充実と情報提供の強化が重要です。

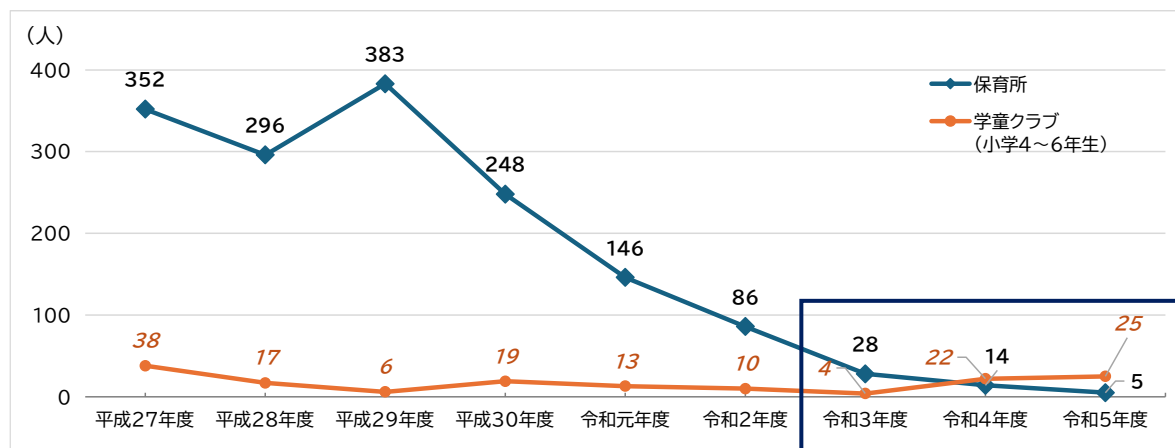
●ワーク・ライフ・バランス実現のために府中市に望むこと

出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度)



●待機児童数の推移【保育所・学童クラブ(小学4～6年生)】

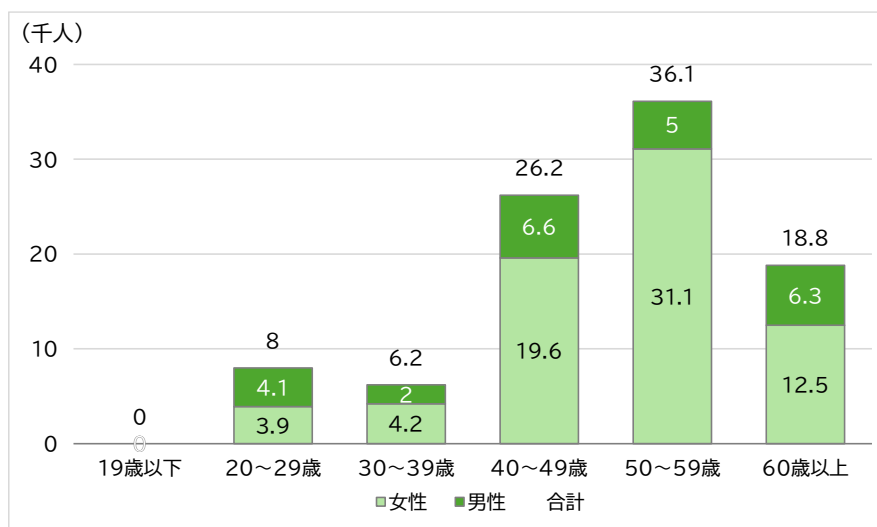
出典:府中市調べ(各年度)



少子化の影響と子育て支援の充実もあり保育所の待機児童は減少。一方、学童クラブは働く母親の増加した影響か高学年の待機児童が増加。

●介護・看護を理由とする離職者数

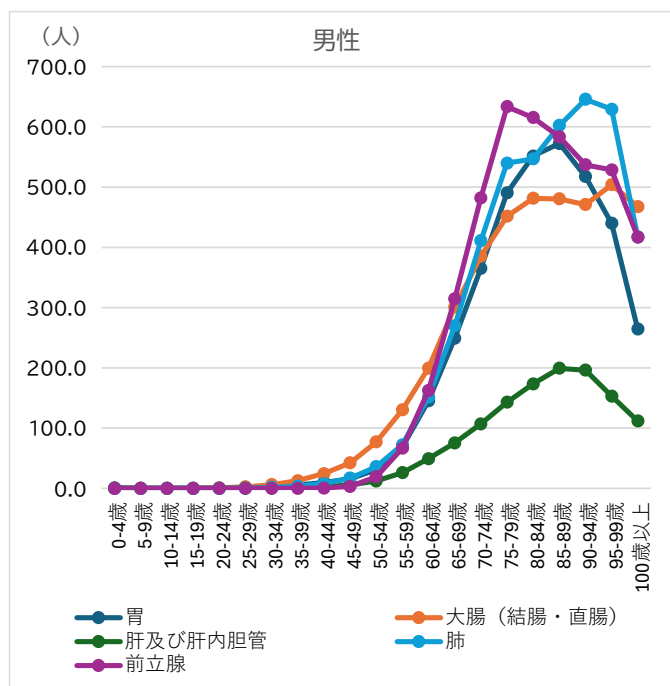
出典: 令和4年 雇用動向調査(厚生労働省)



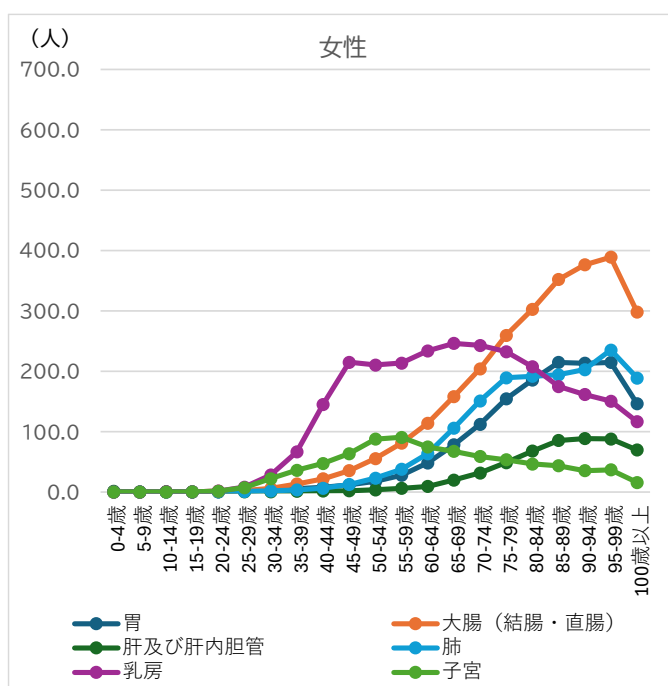
介護・看護を理由とする離職者は、40～50歳代で急激に増加。男性に比べ女性の離職が多い。

●がん罹患率(部位別)の推移 人口10万人当たり 男女・年齢階級別

出典: 令和2年 全国がん登録 罹患数・率 報告 2020 (厚生労働省)



男性は50歳以降がんの罹患率が大きく増加。



女性特有の乳がん・子宮がんは若年でも罹患率が高い。

－施策の方向・展開－

（１）子育て家庭への支援

施策の方向

共働き世帯の増加や働き方の多様化などに対応し、子育て家庭が地域で安心して子育てできるよう、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、地域社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを推進します。



施策の展開

- 子育て家庭が育児と仕事を両立し、安心して子どもを健やかに育てることができるよう、保護者の多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。
- 地域全体で子育て家庭を見守り、支援する体制の充実を図ります。
- 保護者の子育てに関する不安を解消し、子育てに関する知識を深める家庭教育を推進します。

（２）ひとり親家庭への支援

施策の方向

育児・家事・仕事等の両立に伴う負担や経済的な負担がより大きいと考えられるひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら自立ができる環境の整備により、経済的自立の支援を行います。



施策の展開

- 資格取得や就労支援等のセミナー開催や、日常生活に支障を抱える家庭への生活支援を通じて、ひとり親家庭の経済的自立の支援を行います。
- 市営住宅の優遇抽選や福祉資金の貸付等による経済的支援を行います。

（３）高齢者・障害者・介護者支援等の充実

施策の方向

男女が共に仕事と生活が両立できるよう、各種制度等の情報提供を行うとともに、介護に関する福祉サービスの充実を図ります。また、介護者負担の軽減に努め、介護離職の防止のための支援を行います。

高齢者や障害のある人、一人ひとりが自分らしく生きていくための社会的な支援体制の充実を図ります。



施策の展開

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境と支援体制の充実を図ります。
- 高齢者に対する生活支援や介護に関する福祉サービスの情報を提供します。
- 障害のある人が自立して生活できるよう就労支援や地域で有意義な生活を送れるよう支援の充実を図ります。
- 介護支援サービスや情報提供等を通して、介護者支援を行います。

(4) 生涯を通じた健康支援

施策の方向

男女の生涯を通じた健康づくりを促進するため、ライフステージに応じた健康支援や相談の充実を図ります。

母子保健医療体制の整備に努めるとともに、妊娠・出産に女性の自己決定が十分尊重されるよう、若年層に対し正しい知識を伝え、意識啓発を図ります。

施策の展開

- 市民のライフステージに応じた各種健（検）診や予防接種、健康相談、体力の維持増進のためのスポーツ活動など、生涯を通じた健康づくりの支援の充実を図ります。
- 女性の妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発に努めます。

— 目標指標 —

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
保育所等待機児童数	5人	0人
【指標の考え方・目標値の算出方法】 保育所等待機児童数0人を目指す。		
介護保険に関する知識や情報の提供	出張説明会 1回	出張説明会 6回
【指標の考え方・目標値の算出方法】 従前からの出張説明会等に加え、令和6年度から新たにふちゅうカレッジに講座登録したことで実施回数の増加を目指す。		
プレコンセプションケアの啓発活動における 相談人数	56人	70人
【指標の考え方・目標値の算出方法】 年2回の啓発活動で1回当たりの相談人数35人を目標とする。(相談員5人、1人当たり7人相談受)		
各種がん検診の受診率	子宮頸がん 13.2% 乳がん 22.9% 大腸がん 9.0%	増やす
【指標の考え方・目標値の算出方法】 府中市保健計画（健康ふちゅう21）の目標値に準ずる。		

一事業一

*No. が色付けされている事業は他の施策で再掲されています。

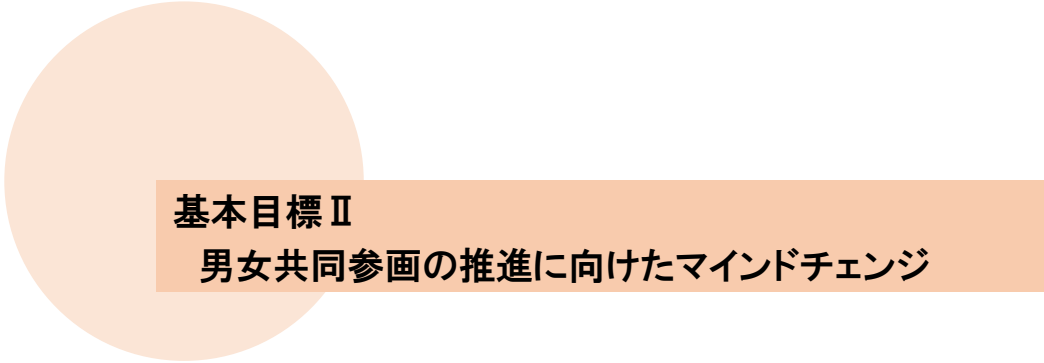
No.	事業項目	事業概要	担当課
(1) 子育て家庭への支援			
17	一時預かり・定期利用保育事業の実施	・保護者の多様なニーズに対応した一時預かり・定期利用保育事業の実施を継続します。	保育支援課
18	病児・病後児保育事業の実施	・病児保育を行う施設に委託を継続する。また、利用者に対し、利用料及び診療情報提供書文書料の一部を助成するとともに、診療情報提供書文書料の保険適用を促します。	保育支援課
19	教育・保育の提供	・就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況に応じて必要とされる教育・保育を幼稚園、保育所、地域型保育事業等を通じて提供します。	保育支援課
20	延長保育の実施	・実施時間を見直し、全保育所での延長保育の実施を継続します。	保育支援課
21	学童クラブの充実	・学童クラブへの入会を希望する児童がすべて入会することができるよう、放課後子ども教室との連携により対応します。	児童青少年課
22	地域における子育て支援の充実	・地域で子ども食堂を実施している団体の支援をすることで地域交流の促進や見守り体制の充実に努めます。また、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における育児に関する相互援助活動の支援に努めます。	子ども家庭支援課
23	放課後子ども教室の実施	・府中市放課後子ども教室（けやきっず）を市立小学校全校で実施し、放課後や学校の長期休業期間中に、学校施設等を利用して児童が過ごすことのできる場所を提供します。	児童青少年課
24	家庭教育学級の実施	・家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点であることから、保護者を対象とした家庭教育学級を実施します。保護者自ら取り組む学習会を府中市立小中学校PTA連合会に委託して実施するほか、保護者の関心に応じた子育てに関する講座を全市的に実施します。	文化生涯学習課
25	母子の健康支援	・母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	子ども家庭支援課
26	住宅確保要配慮者への居住支援	・高齢者・障害者・子どもを養育する者等が、適切な住宅を確保し、安定した居住を継続できるよう、住宅部門と福祉部門が連携した居住支援事業により民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	住宅課
(2) ひとり親家庭への支援			
27	市営住宅における優先入居の実施	・高齢者やひとり親世帯を対象とした市営住宅の優遇抽選や、障害者を対象とした割当募集を実施します。	住宅課
28	ひとり親家庭の自立のための支援サービスの実施	・ひとり親家庭の親に対して、自立を支援するためのセミナーを開催したり、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給等を行います。また、状況に応じてひとり親家庭ホームヘルパーを派遣します。	子育て応援課
29	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	・貸付を必要としているひとり親家庭に対して、適切な貸付を実施します。	子育て応援課

No.	事業項目	事業概要	担当課
(3) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実			
26	【再掲】 住宅確保要配慮者への居住支援	・高齢者・障害者・子どもを養育する者等が、適切な住宅を確保し、安定した居住を継続できるよう、住宅部門と福祉部門が連携した居住支援事業により民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	住宅課
27	【再掲】 市営住宅における優先入居の実施	・高齢者やひとり親世帯を対象とした市営住宅の優遇抽選や、障害者を対象とした割当募集を実施します。	住宅課
30	高齢者の住まいの安定的な確保	・住宅に困窮する一人暮らし高齢者に対し、市が管理運営する高齢者住宅を提供するとともに、管理人等による入居者の安否確認を行い、緊急時の対応や日常生活の支援を行います。	高齢者支援課
31	障害者（児）サービスの充実	・障害者（児）が受ける介護サービスについて必要な給付を行うとともに、引き続き様々な支援を進めていきます。	障害者福祉課
32	障害のある人への自立支援	・障害者が自立した地域生活を送ることができるよう、障害者就労支援事業の強化を図ります。 ・知的障害のある方が、地域でより有意義な生活を送るために、自立への方法や余暇を充実させる活動を学び、また、その中で、周りの人とのコミュニケーションを学ぶ機会を提供します。	障害者福祉課 文化生涯学習課
33	介護保険事業など福祉サービスの充実	・高齢者の在宅生活を支援するため、高齢者の見守りや短期入所等の各種生活支援サービスを提供します。 ・介護予防の取組の普及を図るとともに、介護が必要な場合には、自立支援を目的とした介護保険・福祉サービスを提供します。	高齢者支援課 介護保険課
34	情報の提供体制・介護保険サービス相談体制の充実	・市の広報やホームページの活用、高齢者に対する福祉サービスのパンフレットやガイドブックの発行など、分かりやすい情報の提供を心掛け、制度やサービスの内容の周知に努めます。	高齢者支援課
35	介護に関する知識や情報の提供	・パンフレットや講座、出張説明会、相談等により、制度の周知を図り、介護に関する知識や情報を提供します。	介護保険課 障害者福祉課
36	介護者への支援	・介護者が体調不良等により介護ができないときの支援を行います。 ・介護に関する知識や技術の普及、介護者同士の交流や情報交換の支援を行います。	高齢者支援課
(4) 生涯を通じた健康支援			
25	【再掲】 母子の健康支援	・母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	子ども家庭支援課
37	ライフステージに応じた健康支援	・ライフステージに応じた健康支援（各種健（検）診・予防接種・歯科健診等）を実施します。 ・多様な主体を対象としたスポーツ活動機会の充実を図るため、総合体育館や地域体育館、その他体育施設などにおいて、様々な世代を対象としたスポーツ教室等を開催し、市民が身近な場所でスポーツ活動に参加し、地域交流の機会を提供します。	健康推進課 スポーツタウン推進課
38	健康に関する相談	・歯科医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談事業を実施します。	健康推進課
39	フレイル予防への取組の充実	・フレイル予防に関する情報の提供や講座の開催、フレイル予防に関する取組を実施します。	高齢者支援課

No.	事業項目	事業概要	担当課
40	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	・女性が主体的に妊娠・出産について自己決定することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発活動を行います。 ・母子保健相談を通しての啓発のほか、両親学級などの場で父親に対する意識啓発も行います。また、妊娠前の女性についても講座等で意識啓発を行います。	多様性社会推進課 子ども家庭支援課



基本計画



基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ

課題1 男女共同参画の意識づくり

課題2 男女共同参画の視点に立った地域づくり

基本目標Ⅱ

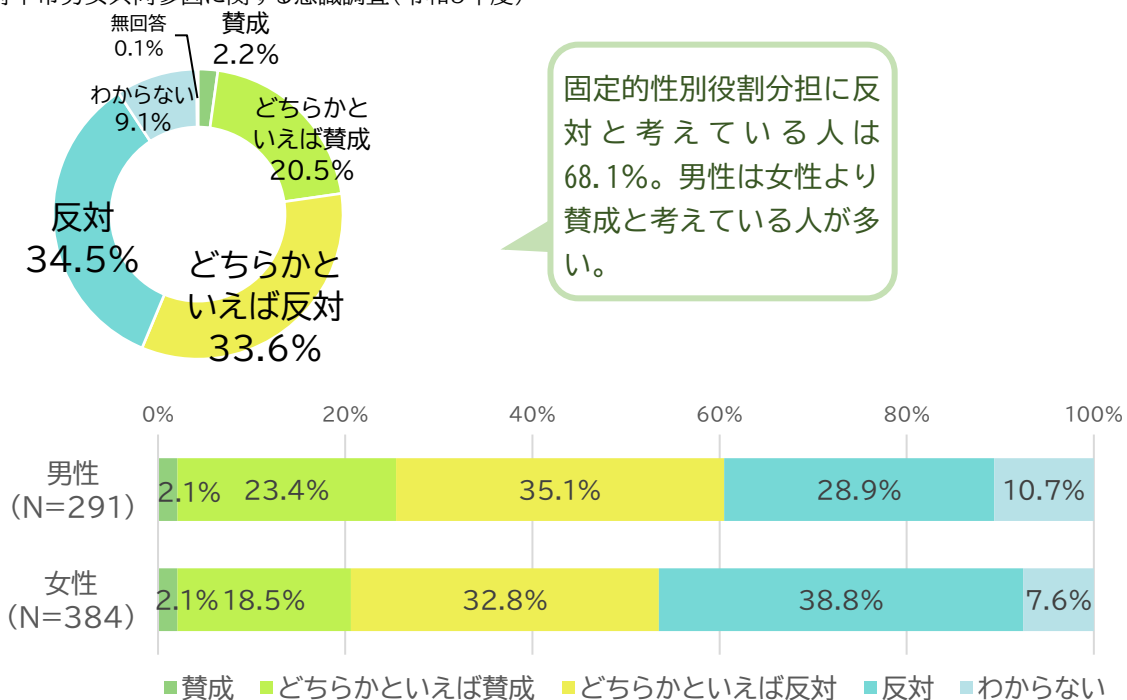
男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ

課題1 男女共同参画の意識づくり

- ◆男女共同参画社会への取組が進展するなか、普段気づかない固定的性別役割分担意識や性差による偏見・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が社会全体に存在し、成長過程で次第に拡大しています。
- ◆市民の固定的性別役割分担意識の状況からは、男女ともに「反対」と考える市民が多いものの、女性に比べて男性は「賛成」の割合が高い傾向にあり、更なる意識啓発が必要です。
- ◆男女共同参画センター「フチャール」には、意識啓発、情報発信などの機能が最も多く求められており、引き続き取組の充実を図っていく必要があります。

●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

出典：府中市男女共同参画に関する意識調査（令和5年度）

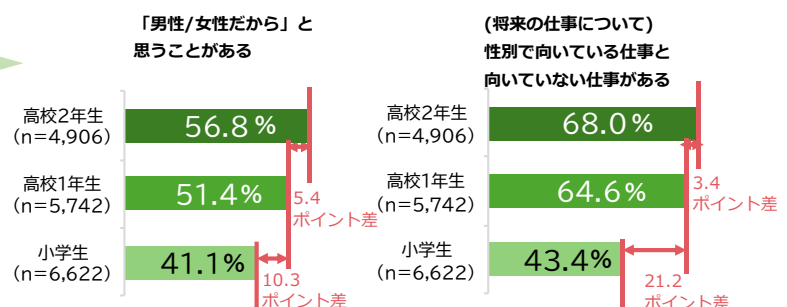


●進路・職業に対する「性別による思い込み」

（小学5・6年生/都立高校生徒1・2年生）

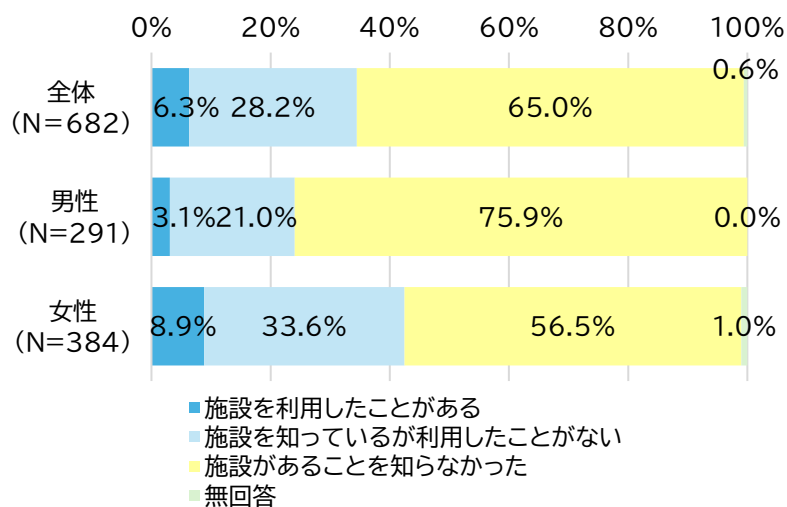
出典：性別による無意識の思い込み実態調査結果について（令和5年度）東京都

小学生に比べ高校生、高校生の中でも上の学年の生徒の方が「男性/女性だから」と思う割合・「性別で向いている仕事と向いていない仕事がある」と思う割合が高く、性別による思い込みは、年齢が高くなるにつれ、強くなることが分かる。



●男女共同参画センター「フチャール」を知っているか

出典：府中市男女共同参画に関する意識調査（令和5年度）

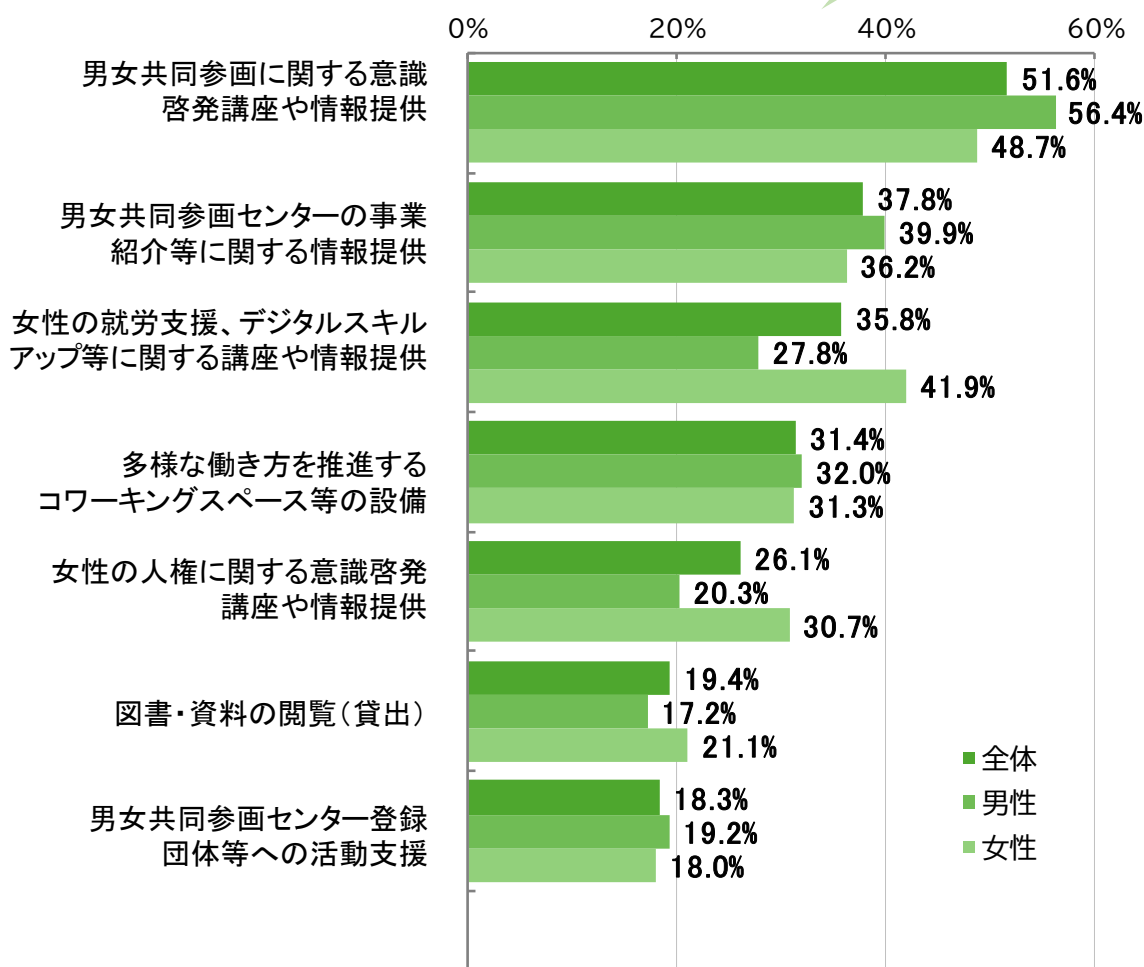


施設があることを知らなかった市民が65%と非常に多く、特に男性は約76%が知らないと回答している。認知度の向上が課題となっている。

●男女共同参画センター「フチャール」に求められる機能

出典：府中市男女共同参画に関する意識調査（令和5年度）

* 選択肢「その他」、無回答は除く



求められる機能は、意識啓発と情報提供だが、女性では就労支援やデジタルスキルアップ、人権啓発に関する情報提供との回答が多い。

－施策の方向・展開－

(1) 意識啓発の強化（広報・啓発活動の拡充）

施策の方向

男女共同参画社会を推進する市の拠点施設として、男女共同参画センター「フチャール」が中心となって男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

施策の展開

- 情報発信等により、男女共同参画社会の実現の阻害要因として考えられている固定的性別役割分担意識や性差による偏見・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する意識変革を図ります。
- 男女共同参画に関する講座等の実施により、意識啓発を図ります。
- 適切で好ましい情報発信に資するよう、市発行の発行物については、「男女共同参画表現ガイドライン」を周知・活用し、男女平等の視点に立つよう働きかけるとともに、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、男女共同参画社会を目指した取組を広く市民等に周知・啓発します。

(2) 情報の収集・提供

施策の方向

男女共同参画の推進にあたって、市民意識の把握や市内外の動向等の情報を収集し、効果的な活用及び提供に努めます。また、男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター「フチャール」を運営し、情報発信や学習・交流の機会の場の提供等、利用促進を図ります。

施策の展開

- 市民意識については、市民意識調査（計画策定時）や市政世論調査などに基づき的確に把握するとともに、国・都が実施している各種調査等についても情報収集に努め、その活用と情報提供を図ります。
- 男女共同参画社会の実現に向けた法制度や市内外の取組について、様々な媒体を通して周知を図ります。
- 男女共同参画センター「フチャール」において、情報発信と学習・交流の機会及び場を提供し、利用促進を図ります。

(3) 推進体制の充実

施策の方向

男女共同参画社会の実現を目指し、推進体制の充実を図ります。



施策の展開

- 男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進協議会を運営し、その充実を図ります。
- 男女共同参画社会の実現を目指し、市長を本部長として設置する府中市男女共同参画推進本部を運営し、その充実を図ります。

— 目標指標 —

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
男女共同参画に関する記事を広報紙等へ掲載する回数	0回	2回
【指標の考え方・目標値の算出方法】 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発として、内閣府が実施する啓発週間などとあわせ、年2回の掲載を目指す。		
男女共同参画センター「フチャール」を知っている人の割合	34.5%	50%
【指標の考え方・目標値の算出方法】 すべての市民に向けた意識啓発に取り組めるよう、男女共同参画センター「フチャール」の認知度向上を目指す。(府中市男女共同参画に関する意識調査)		

一事業一

*No. が色付けされている事業は他の施策で再掲されています。

No.	事業項目	事業概要	担当課
(1) 意識啓発の強化（広報・啓発活動の拡充）			
41	男女共同参画に関する講座等の実施	・男女共同参画に関する講座等を実施し、意識啓発を図ります。	多様性社会推進課
42	映像・活字等における適切な表現への配慮	・「男女共同参画表現ガイドライン」を活用し、市の発行物等を作成する際には、男女平等の視点に立ち作成するよう働きかけます。	多様性社会推進課
43	広報紙・SNS等での啓発の充実	・広く市民等へ意識啓発を図るため、広報紙やSNS等を活用した啓発活動を実施します。	多様性社会推進課
(2) 情報の収集・提供			
2	【再掲】 男女共同参画についての調査	・市民のニーズ等に沿った政策立案に資するよう、市民意識調査等により男女共同参画に関する調査を実施します。 また、全市的に実施している市政世論調査を活用します。	多様性社会推進課
8	【再掲】 事業所に対する女性活躍の働きかけ	・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知します。	産業振興課
9	【再掲】 長時間労働是正やワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発活動の充実	・長時間労働是正やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報を、ポスター・パンフレット等により周知し、市民の意識啓発を図ります。 ・広く市民・市内事業所等へ意識啓発を図るため、広報紙等を活用した啓発活動を実施します。	多様性社会推進課 産業振興課
44	男女共同参画センター「フチャール」の運営	・男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター「フチャール」を運営し、男女共同参画に関する情報発信や、学習・交流の機会と場を提供、利用促進を図ります。	多様性社会推進課
(3) 推進体制の充実			
45	男女共同参画の推進に係る検討機関の運営	・男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進協議会を運営し、その充実を図ります。	多様性社会推進課
46	男女共同参画の推進に係る庁内推進組織の運営	・男女共同参画の推進のため、市長を本部長とする府中市男女共同参画推進本部を設置し、運営します。	多様性社会推進課

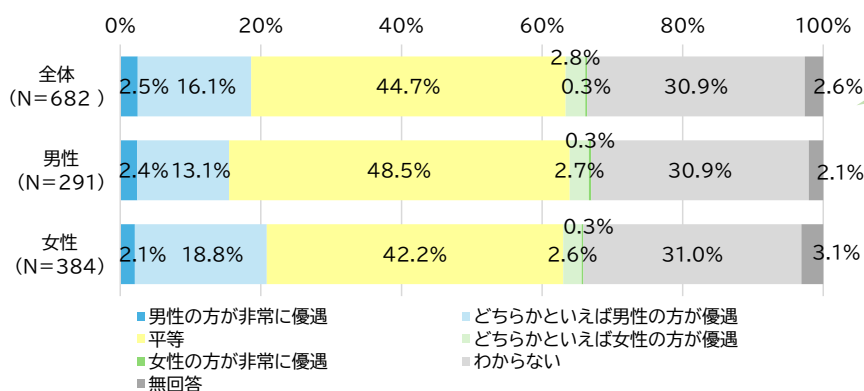


課題2 男女共同参画の視点に立った地域づくり

- ◆学校教育の場における男女平等は進んでおり、平等と回答した市民は男女とも4割を超えています。児童生徒の男女共同参画意識を育成するためには、「性別にかかわらず協力して物事を進める必要性を学ぶ」や「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶ」ことが必要であるとする回答が多く、児童生徒の人格形成への期待の高さが伺えます。
- ◆市民活動に参加したいが、できない市民に対しては、効果的な情報発信等が必要です。
- ◆地域社会の場における男女の地位・立場の平等を実現するため、男女共同参画の視点に配慮した、市民活動の支援の充実を図る必要があります。
- ◆地域防災においては、避難所運営におけるプライバシーの確保や、男女の視点を取り入れたマニュアルの整備、男女のリーダーのバランスよい配置を求める声が多く、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮することにより、災害対応における安全・安心の確保が求められています。また、日頃の防犯対策においても女性の参画を促進し、多様な視点を確保することが必要です。

●男女の地位の平等について【学校教育の場】

出典：府中市男女共同参画に関する意識調査（令和5年度）

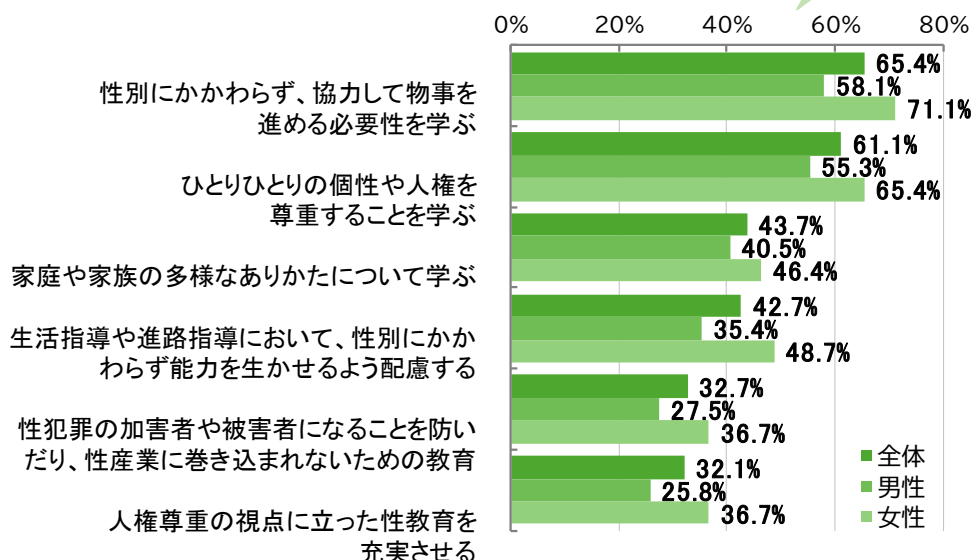


約45%が平等と感じており、すべての分野の中で最も平等との意識が高くなっており、学校現場での取組の成果が現れている。

協力して物事に取り組むことや、人権の尊重について学ぶ機会との回答が多くいずれも6割を超えている。

●児童生徒の男女共同参画意識を育成するために必要な取組（上位6位）

出典：府中市男女共同参画に関する意識調査（令和5年度）

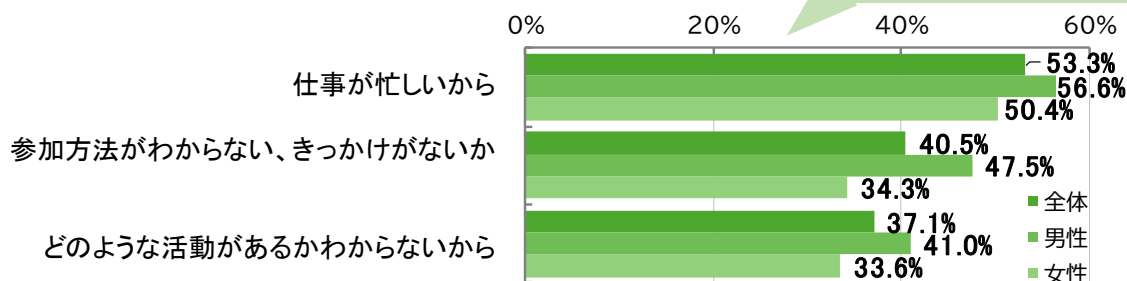


●市民活動に参加したいができない理由(上位3位)

全体の約 42%のうち

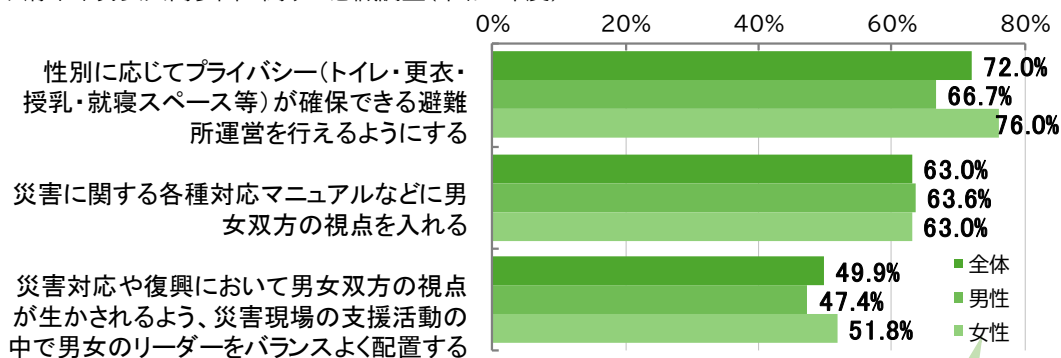
出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度)

市民活動に参加できない理由は、仕事が忙しいが多かったものの、参加方法がわからない、きっかけがない、活動の内容がわからないなど、きっかけ次第で参加が見込まれる理由が多くなっている。



●災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこと

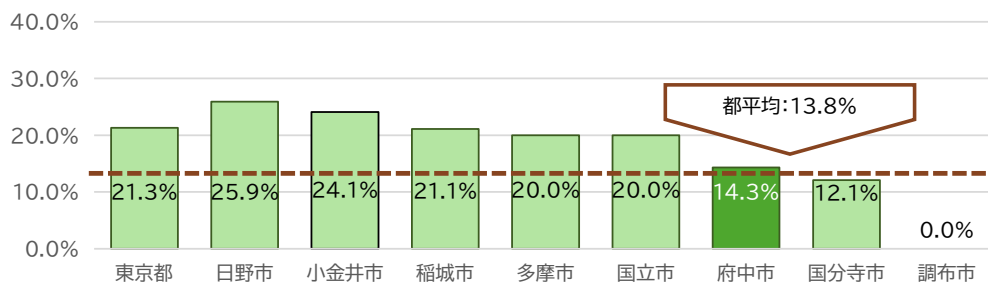
出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度)



避難所運営におけるプライバシーの確保、男女の視点をとり入れたマニュアルの整備、男女のリーダーのバランスよい配置などを重視していることが分かる。

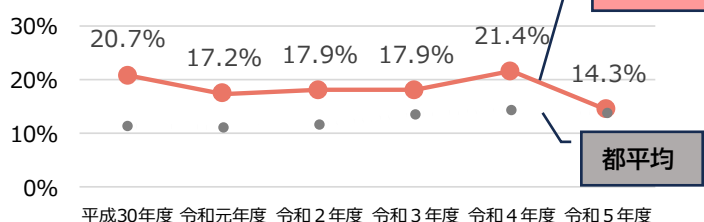
●防災会議の女性比率(会長を含む)

出典:内閣府男女共同参画局(令和5年度)



都平均を僅かに上回ったものの、市の女性比率を経年で見ると、令和4年度から令和5年度は減少しており、全体的に伸び悩んでいることが分かる。

防災会議の女性比率の推移(府中市)



一施策の方向・展開一

(1) 学校における男女共同参画の推進

施策の方向

学校教育においては、子どもの最善の利益を基本原則として、男女平等の理念に基づき、多様な選択を可能にする教育・学習の一層の充実を図ります。



施策の展開

- 学校教育においては、男女平等の理念の定着に取り組み、多様な選択を可能にする教育・学習の一層の充実を図ります。
- 教職員が男女共同参画の視点に立った教育を推進できるよう、男女平等意識の啓発を図ります。

(2) 市民活動の支援と人材育成

施策の方向

市民協働による男女共同参画の推進を目指し、課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、男女共同参画の視点を生かした取組が進むよう、市民活動の支援と人材育成に努めます。



施策の展開

- 男女共同参画センター「フチャール」を拠点として活動する男女共同参画の推進に関わる団体や自主グループ等の活動を支援します。
- 多様な活動団体に関する情報発信や団体同士の交流の場の提供など、市民活動の支援に努めるとともに、市民協働の主体となる人材の育成にあたっては、男女共同参画の視点への配慮を検討します。
- 男女共同参画の推進に関する講座の実施や男女共同参画推進フォーラムの開催などを、市民協働により推進します。
- 男女共同参画の意識を醸成するため、男女共同参画関係会議への市民の参加を促進します。

(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災及び防犯の推進

施策の方向

地域防災の推進において、意思決定の場や災害現場などへ女性の積極的な参画を促進するとともに、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮することにより、災害対応における安全・安心の確保に努め、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。また、日頃の防犯対策には女性の積極的な参画を促進します。

施策の展開

- 地域防災及び防犯において市民の安全・安心を確保するため、女性のリーダーを積極的に養成します。
- 女性のニーズに配慮した災害時の体制の充実を図るため、女性職員の適正な配置や避難所運営マニュアルの整備に努めるとともに、ガイドラインの周知などにより男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。
- 地域消防を担う消防団の女性比率の向上を図ります。

— 目標指標 —

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「教育」における男女の地位の平等感について、「平等」と答えた市民の割合	44.7%	60.0%
【指標の考え方・目標値の算出方法】 「教育」における男女の地位の平等を目指す。(府中市男女共同参画に関する意識調査)		
社会活動や地域活動へ参加している女性の割合	22.4%	30.0%
【指標の考え方・目標値の算出方法】 社会活動や地域活動へ参加している女性を増やし、市民協働における女性の参画拡大を目指す。(府中市男女共同参画に関する意識調査)		
地域安全リーダー講習会への女性参加割合	25.0%	35.0%
【指標の考え方・目標値の算出方法】 防犯意識を高める取組として警察や防犯協会との協働イベント等において「地域安全リーダー講習会」を実施し、女性参加者の増加を目指す。(防犯意識啓発事業)		
消防団に占める女性の割合	0%	10.0%
【指標の考え方・目標値の算出方法】 消防団員に占める女性の割合の増加を目指す。(消防地 第 635 号(令和4年12月23日)「地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項について」)		

一事業一

*No. が色付けされている事業は他の施策で再掲されています。

No.	事業項目	事業概要	担当課
(1) 学校における男女共同参画の推進			
47	教育活動を通じた男女共同参画の推進	・学校教育においては、子どもの最善の利益に配慮しながら、男女平等の理念を推進する教育・学習、多様な選択を可能にする教育・学習の一層の充実を図ります。	指導室
48	教職員の男女平等意識の向上	・校長会や教職員研修等を通して周知・啓発を行い、教職員の男女平等意識の向上を推進します。	指導室
(2) 市民活動の支援と人材育成			
44	【再掲】 男女共同参画センター「フチャール」の運営	・男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター「フチャール」を運営し、男女共同参画に関する情報発信や、学習・交流の機会と場を提供、利用促進を図ります。	多様性社会推進課
49	市民活動の支援	・市民活動センターを中心に、個別相談や講演会を通じて市民活動団体の設立方法や、活動の維持・継続のためのノウハウを提供します。	協働共創推進課
50	市民協働の主体となる人材の育成及び活動の支援	・市民活動団体間での情報共有や連携を促進することを目的に、多様な主体（市民活動団体や企業、学校等）が交流できるイベント等の実施や市がコーディネートを行います。また、ボランティアに関する情報の収集や提供等を行います。	協働共創推進課
13	【再掲】 ボランティア活動の支援及び各種講座の充実	・市民活動団体やボランティア活動の情報を収集・提供するほか、イベントや講座等を通じて多様な主体（市民活動団体や企業、学校等）同士が交流することで社会課題や情報を共有し、協働に向けたコーディネート由市が行います。 ・社会教育関係団体の支援を通して、生涯学習に関する市民の地域活動を支援します。また、地域での多様な生涯学習の場とそれを還元する「学び返し」の機会を充実させるため、生涯学習センターや地区公民館における講座等の実施、生涯学習サポーターや生涯学習ファシリテーターの活動の充実を図ります。	協働共創推進課 文化生涯学習課
51	市民協働による男女共同参画の推進	・市民協働により男女共同参画の推進に関する講座等を実施するとともに、市民等で構成する実行委員会と協働し、男女共同参画推進フォーラムを開催します。	多様性社会推進課
52	コミュニティ活動等への参加促進	・地域の各種団体等の方々と、性別・年齢を超えた交流と触れ合いの場を広げるとともに、好事例を発信するなど、コミュニティ活動等への参加促進を積極的に展開します。	地域コミュニティ課
53	男女共同参画関係会議への参加促進	・全国規模の男女共同参画関係会議に市民を派遣します。	多様性社会推進課

No.	事業項目	事業概要	担当課
(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災及び防犯の推進			
54	女性の地域安全リーダーの育成	・地域安全リーダー講習会を開催し、女性の参加を継続的に呼び掛けます。	地域安全対策課
55	男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進	・女性特有の相談・要望・物資の配布に対応できる体制をとるため、避難所開設及び運営にあたる職員4名のうち、女性職員を1名以上配置するとともに、避難所運営マニュアルの整備に努めます。また、これらの職員などへ研修を通し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知を図ります。	防災危機管理課
56	防災の現場における女性参画の拡大	・機能別団員・機能別分団制度の活用等を検討し、女性が消防団に入団しやすい環境を整備します。	防災危機管理課



基本目標Ⅲ
人権が尊重される社会の構築

課題1 暴力から市民を守る地域づくり

課題2 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本目標Ⅲ

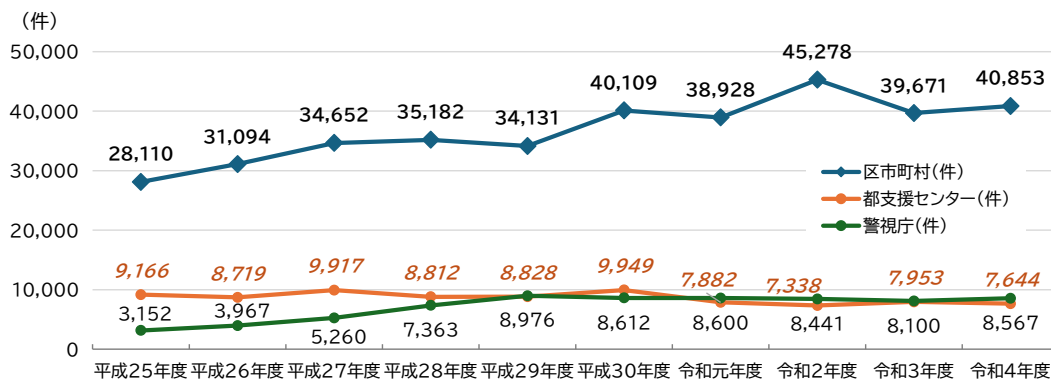
人権が尊重される社会の構築

課題1 暴力から市民を守る地域づくり

- ◆配偶者からの暴力（DV）等の防止策としては、相談しやすい環境の整備や、被害者を保護・支援する体制の強化、子どもの頃からの人権等に関する教育が求められています。
- ◆家庭内において暴力の被害にあいやすい、子どもや高齢者等の虐待の早期発見に努めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりや各種支援が重要です。
- ◆セクシュアルハラスメントには様々な種類があり、許されない行為であることを広く普及啓発するとともに、被害者が相談しやすい体制をつくることが重要です。

●配偶者暴力に関する相談等件数の推移（東京都）

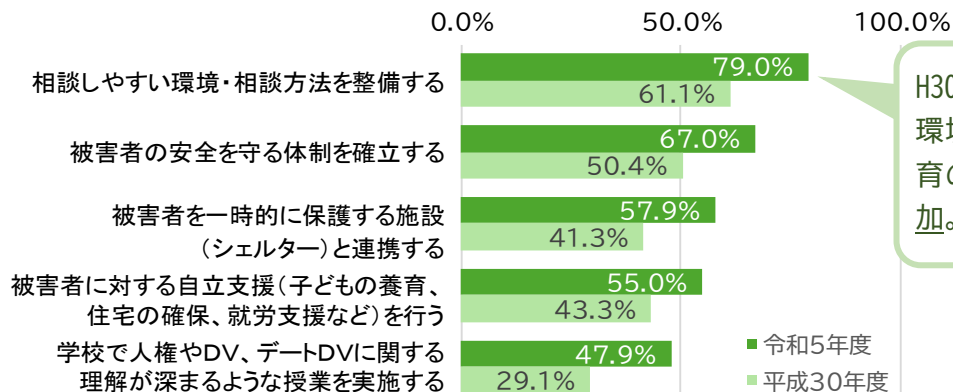
出典：東京都の配偶者暴力相談等件数の推移（令和4年度）（東京都生活文化局）



都支援センターと警視庁への相談件数はほぼ横ばいだが市町村では増加傾向で推移。

●DV 対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業について（府中市）（上位 5 位）

出典：府中市男女共同参画に関する意識調査（令和5年度・平成30年度）

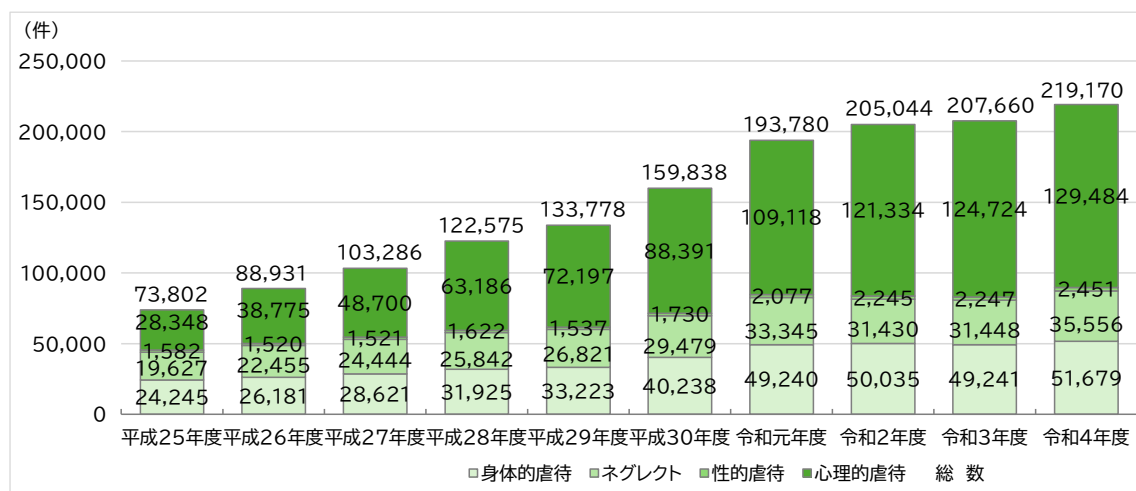


H30から相談しやすい環境整備や学校での教育の必要性が大きく増加。

●児童相談所における児童虐待相談対応件数(全国)

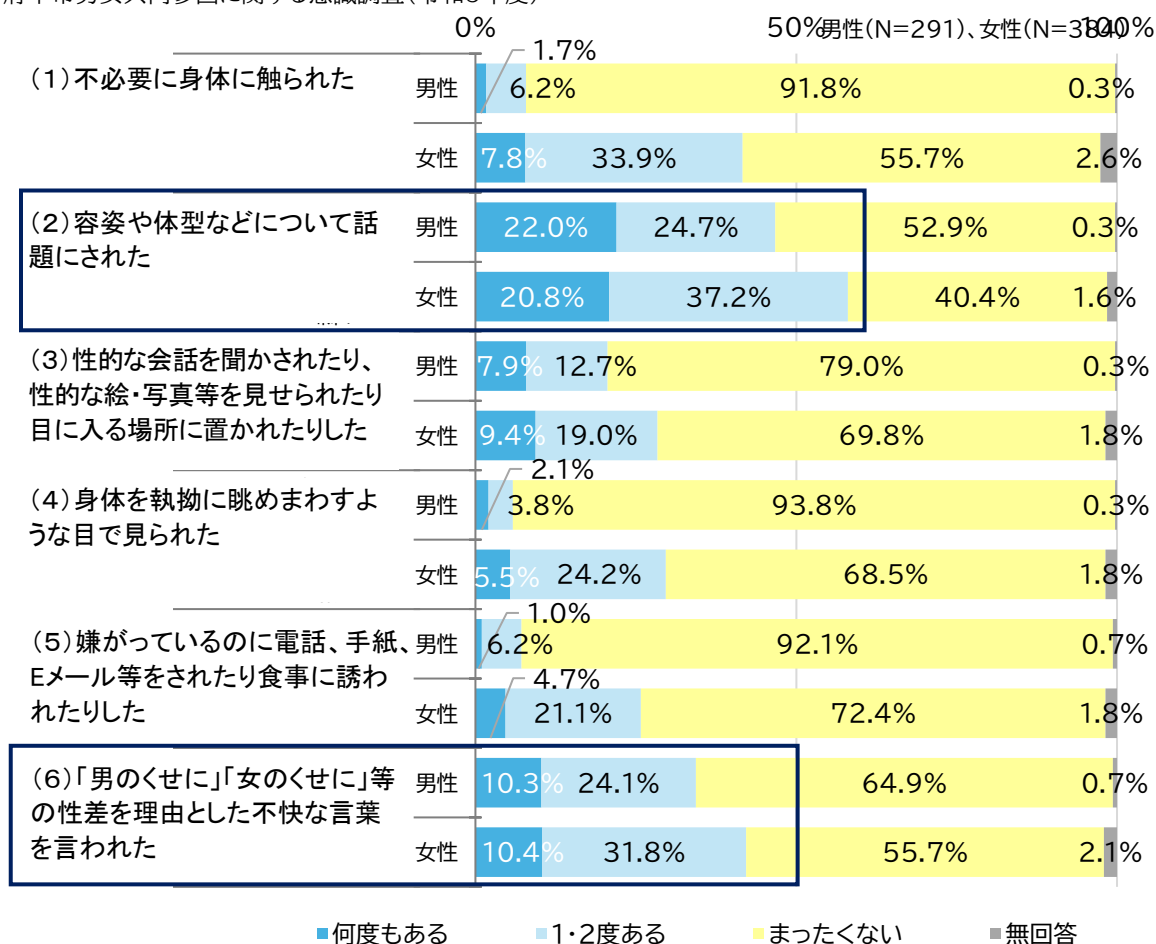
出典: 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数(こども家庭庁)

相談対応件数は全国的に増加傾向で推移。



●セクシュアルハラスメントを受けた経験(府中市)

出典: 府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度)



「まったくない」が多くを占めるが、容姿等の話題や性差を理由とした言葉をかけられた経験は男女共に多い。

－施策の方向・展開－

(1) 暴力の根絶に向けた取組の推進

施策の方向

DV等のあらゆる暴力は重大な人権侵害であると誰もが捉えることができるよう、DV等が起りやすい状況などに関する正しい理解と防止に向けた啓発を図るとともに、子どもの頃から暴力を伴わない関係性を構築するための教育・啓発を推進します。



施策の展開

- 「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせ、暴力の防止に向けた意識啓発を図るとともに、被害者へ適切な情報の提供を行います。
- 学校教育においてDV等の防止に向けた啓発の充実を図ります。また、子どもの頃から暴力を伴わない関係性を構築する観点からの教育・啓発を推進します。

(2) 被害者に対する包括的な支援の充実

施策の方向

DV等の被害者が暴力から逃れて安全・安心に生活が送れ、相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、DV等の被害の潜在化防止と、相談の充実を図るとともに、関係機関との連携強化により、包括的な支援を行います。



施策の展開

- 被害の潜在化の防止や安心して相談できる体制づくりを推進します。
- 被害者が相談から自立まで切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関との連携強化を図ります。
- 緊急一時保護を行う民間シェルターへの補助等の支援を検討します。

(3) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進

施策の方向

社会環境の複雑化により深刻かつ増加傾向にある家庭内暴力等の未然防止・早期発見を目指し、社会的弱者となりやすい女性や子ども、高齢者、障害者等に対する暴力の防止に向けた啓発を行います。



施策の展開

- 児童虐待を防ぐため、「児童虐待防止推進月間」等において市内イベント等に参加し、周知啓発を図ります。また、関係機関を対象に研修を実施するなど、意識啓発を図ります。
- 関係機関・地域・学校・保育所等との連携強化や情報共有を図り、様々な虐待の早期対応と未然防止に努めます。

(4) セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組の推進

施策の方向

セクシュアルハラスメントは人権侵害であり、様々な場面で、性別等を問わず誰もが被害者となるおそれがあることから、セクシュアルハラスメントが許されない行為であることの周知や意識啓発を図るとともに、相談しやすい体制づくりを推進します。

施策の展開

- 国や東京都と連携し、セクシュアルハラスメントに関する情報を市内事業所等や市民に向けて様々な広報媒体を通して周知に努めるとともに、講座等を実施するなど、意識啓発を図ります。
- 教職員を対象としたハラスメント防止研修を実施するとともに、教職員を対象とした相談窓口の周知を図り、相談しやすい体制づくりを推進します。
- 市職員のセクシュアルハラスメントの防止にかかる取組について、府中市特定事業主行動計画のもと施策を展開するとともに、推進状況を確認し、意識啓発及び相談窓口の周知等を図ります。

— 目標指標 —

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
自身（または身近な人）がパートナーからの暴力を受けたことについて、相談した割合	19.1%	33.0%
【指標の考え方・目標値の算出方法】 暴力を受けたことについて相談した割合の増加を目指す。（府中市男女共同参画に関する意識調査）		



一事業一

*No. が色付けされている事業は他の施策で再掲されています。

No.	事業項目	事業概要	担当課
(1) 暴力の根絶に向けた取組の推進			
57	暴力を防ぐための意識啓発	・「女性に対する暴力をなくす運動期間」に関連講座を実施するなど、意識啓発を推進します。また、「児童虐待防止推進月間(11月)」との連携や、被害者に必要な情報提供を行います。	多様性社会推進課
58	包括的な性教育の充実	・狭義の性教育に留まらず、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、デートDV、性暴力の防止などの要素を入れた講座を学校の協力のもと実施します。	多様性社会推進課 子ども家庭支援課
59	学校におけるDV等の人権教育・啓発の推進	・学校教育においてDV等の防止に向けた啓発の充実を図ります。また、子どもの頃から暴力を伴わない関係性を構築する観点からの教育・啓発を行います。	指導室
(2) 被害者に対する包括的な支援の充実			
60	DV等被害者の個人情報管理の徹底	・DV等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方を保護するために、住所等が加害者に知られることのないよう、被害者の個人情報の管理徹底を図ります。	総合窓口課
61	セーフティネット住宅等の情報提供	・DV等被害者(住宅確保要配慮者)に対して、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅や、公営住宅の入居についての情報提供等を行います。	住宅課
62	民間シェルターへの財政的支援	・公的機関では対応できないDV等被害者の緊急一時保護を行う民間シェルター等への補助金交付を検討します。	多様性社会推進課
63	DV等に対する相談体制の充実	・「女性問題相談」の周知を図ります。また、DV等に対する相談体制の強化を図るとともに、適切な支援につながるよう各課の連携に努めます。 ・市職員を対象にDV被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、庁内における対応の統一化を図り、二次被害の防止等に努めます。	多様性社会推進課 全庁
64	DV対策等における関係機関との連携の強化	・DV対策連携会議等、関係機関と定期的に情報交換の機会を持ち、連携の強化に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターに関する情報収集を行います。	多様性社会推進課

No.	事業項目	事業概要	担当課
(3) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進			
65	児童虐待防止の意識啓発	・ 11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、市内の各種イベントに参加し、市民への普及啓発活動を行います。また、市内関係機関を対象とした虐待予防に関する研修を行い、児童虐待防止の意識啓発を推進します。	子ども家庭支援課
66	児童虐待防止への対応	・ 児童虐待防止マニュアルを活用し、関係機関との連携強化や情報共有を図り、児童虐待に対し早期対応を行うことで重篤化を防止します。また、学校や保育所等と定期的に情報交換を行い、更なる児童虐待防止を図ります。	子ども家庭支援課
67	高齢者虐待防止への対応	・ 地域包括支援センターと市が連携し、高齢者等の相談や支援を行います。必要に応じて、権利擁護センター等の関係機関と連携を図り、重層的な問題の解決を図ります。また、「高齢者見守りネットワーク事業」では、地域全体で高齢者を見守り、虐待の早期発見と防止に努めます。	高齢者支援課
68	障害者虐待防止への対応	・ 障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待に関する通報・相談を受け付け、通報を受けた際は速やかに関係機関と連携し対応します。	障害者福祉課
(4) セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組の推進			
69	職場・地域等におけるセクシュアルハラスメント等防止への対応	・ 国や都と連携し、企業や地域にセクシュアルハラスメント防止ハンドブック等で広く情報提供を行うとともに、講座等により意識啓発を推進します。また、相談窓口についても周知を図ります。 ・ 関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知します。	多様性社会推進課 産業振興課
70	教職員に対する研修の実施	・ 教職員を対象としたハラスメント防止研修を実施し、セクシュアルハラスメント等防止に係る意識付けを行います。	指導室
71	教職員のための相談窓口の安定的な運用	・ セクシュアルハラスメント等について、相談しやすい体制を常時整えるため、苦情処理担当窓口の安定的な運用を図ります。	指導室

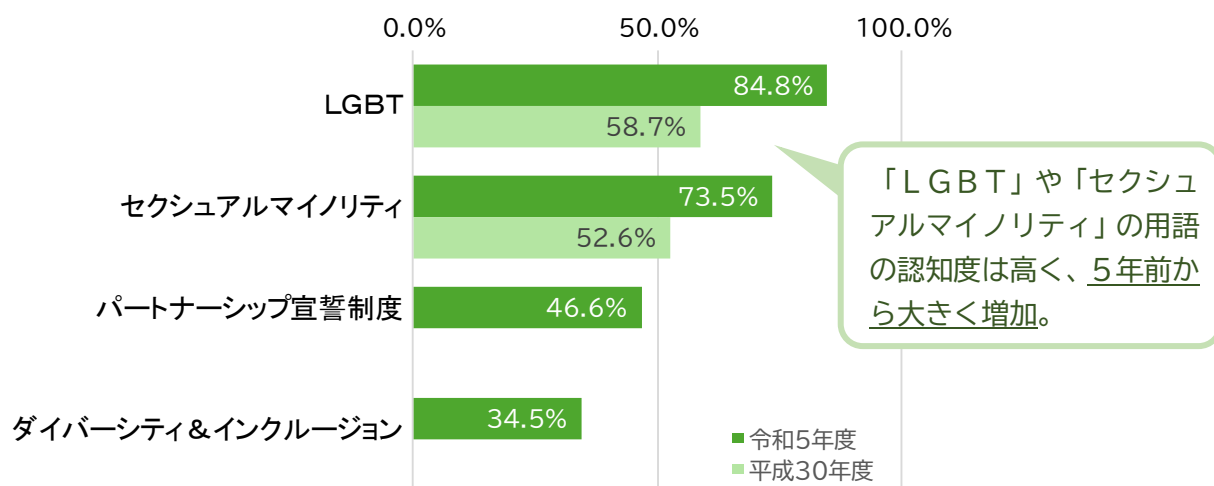
課題2 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- ◆子どもの頃から平和の問題やあらゆる人権問題についての正しい知識や理解を深め、人権意識を醸成することが重要です。
- ◆様々な事情により日常生活・社会生活を営む上で困難な状況に陥りやすい女性が自立して生活できるよう、相談体制や支援の充実が必要です。
- ◆市民が抱える様々な問題を解決するため、市民が安心して相談できる環境づくりが求められています。

●見たり聞いたりしたことがある用語について(府中市)

出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度・平成30年度)

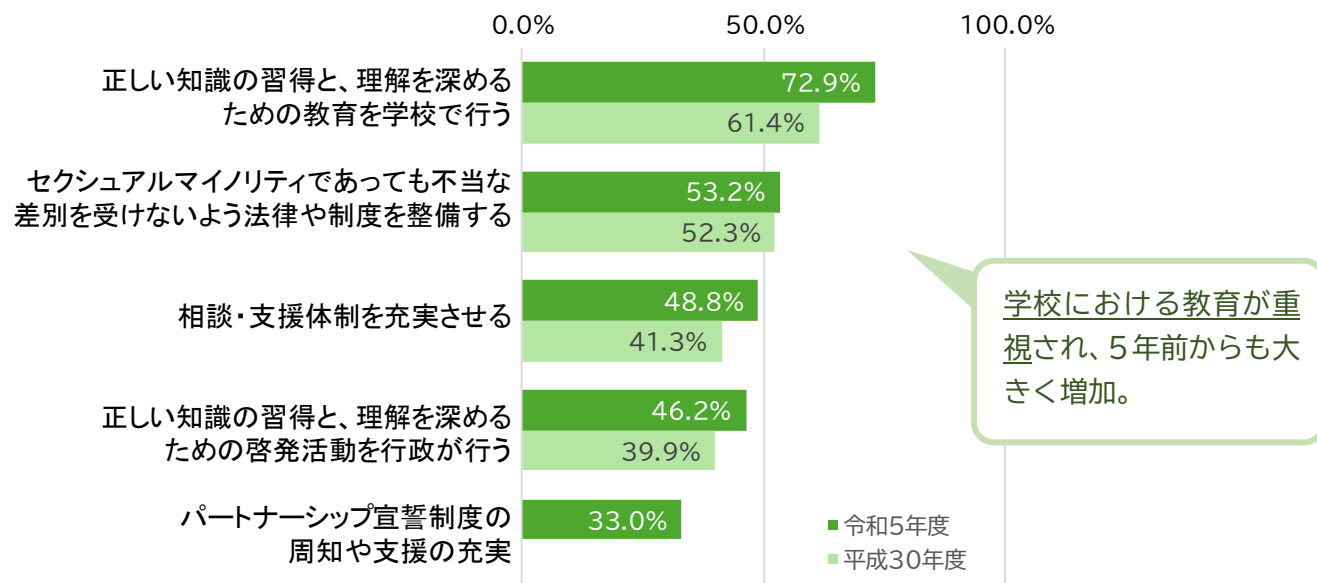
※パートナーシップ宣誓制度、ダイバーシティ&インクルージョンの選択肢は平成30年度なし



●性的マイノリティの方々の人権を守るために、必要な方策(府中市)(上位5位)

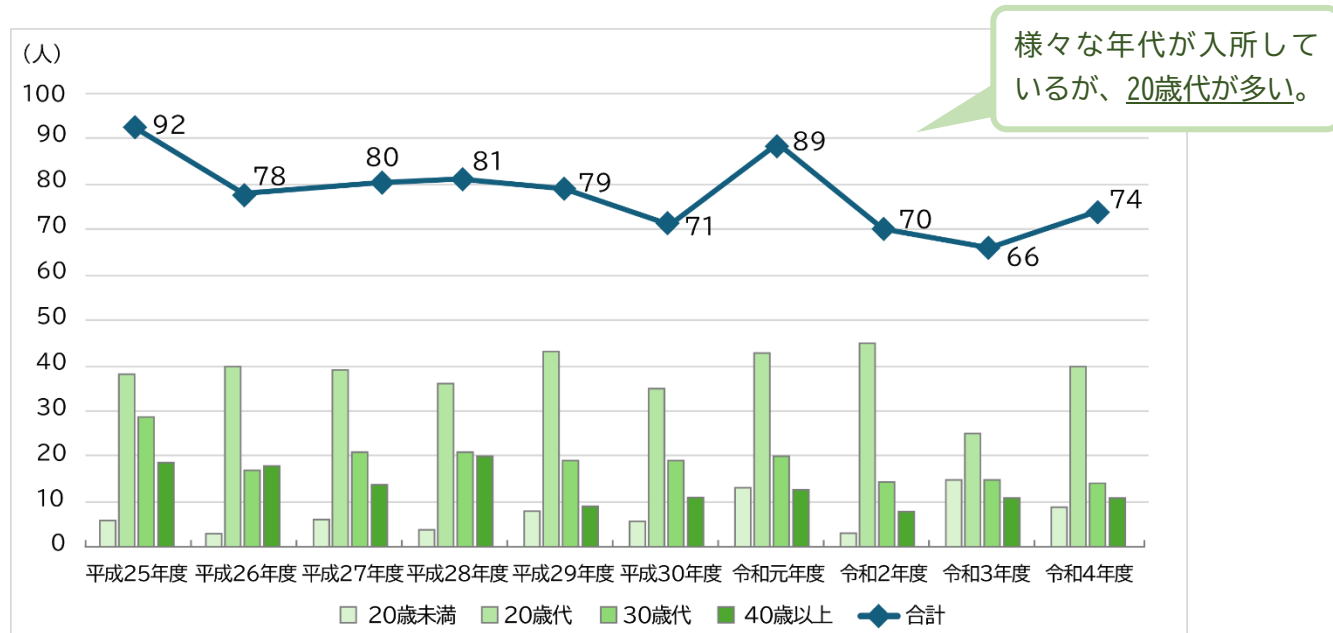
出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度・平成30年度)

※パートナーシップ宣誓制度の選択肢は平成30年度なし



●女性自立支援施設※の入所の状況(都内5施設及び都外にある女性自立支援施設(全国受け入れ))

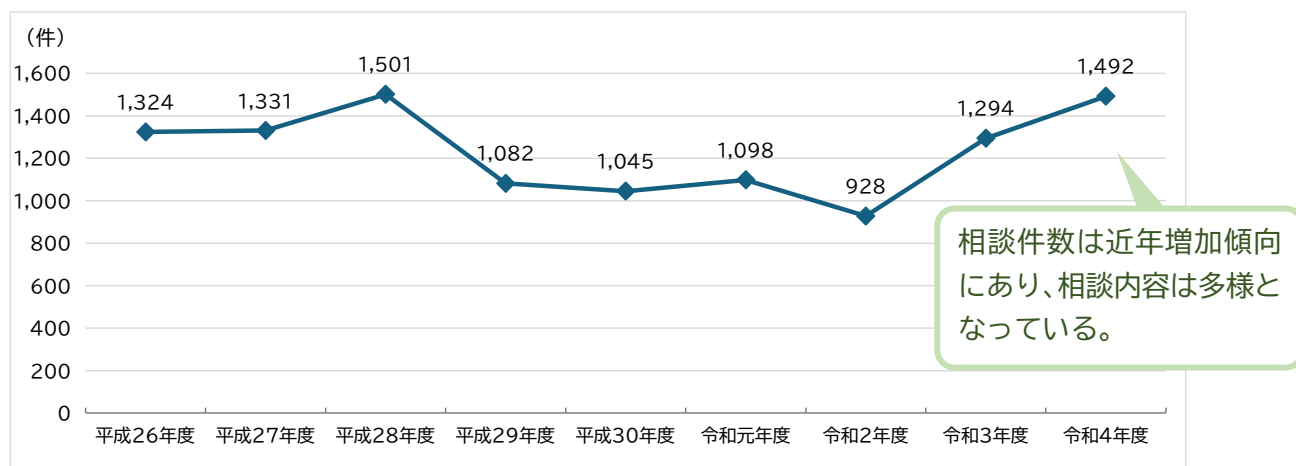
出典: 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画(東京都福祉局)



※都道府県や社会福祉法人などが設置している、配偶者からの暴力や家庭環境の破綻、生活の困窮など様々な事情により日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を保護する施設。

●男女共同参画センター「フチャール」における相談状況の推移(府中市)

出典: 府中市 多様性社会推進課



－施策の方向・展開－

(1) 人権意識の啓発の推進

施策の方向

SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という理念のもと、平和で公正に、誰もがお互いの特性を理解し合い、多様性を尊重し合う社会の実現を目指し、人権を尊重し合う意識の高揚を図ります。



施策の展開

- 人権擁護委員と連携して人権に対する意識啓発を図ります。また、ジェンダーや人権等の講座等を実施するとともに、学校教育による、人権教育等の意識啓発を図ります。
- 市職員に対して研修を実施するなど、人権に対する意識啓発を図ります。

(2) 性的マイノリティへの理解促進と支援の充実

施策の方向

多様な性のあり方が尊重され、多様性を認め合う社会の実現を目指し、性的マイノリティに関する正しい理解の普及促進と、当事者への支援の充実に努めます。



施策の展開

- 性的マイノリティ等に対する偏見や差別の解消等に向けた意識啓発を図るとともに、当事者へ情報提供を行うなどの支援の充実に努めます。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

施策の方向

経済的困難や教育・就職機会の逸失、孤立化、性暴力など、様々な背景や困難な問題を抱える女性が安心して自立した生活ができるよう、庁内及び関係機関等との連携強化を図り、問題の早期発見と個人の意思を尊重した支援に努めます。また、男女共同参画の視点に立って貧困等を防止するための取組や就職等の支援を図ります。



施策の展開

- 様々な困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくりを推進するとともに、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、庁内及び関係機関等との連携強化に努めます。
- ライフステージに応じて仕事と生活を両立して働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう市内事業所等に対し意識啓発を図るとともに、労働者に対しては、労働全般に関する相談を行います。
- 資格取得や就労支援等につながるセミナーの開催や生活上の困難を抱える家庭への生活支援を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。
- 支援が必要な家庭を対象に、市営住宅の優遇抽選や福祉資金の貸付等による経済支援を行います。

(4) 相談窓口の充実

施策の方向

複雑かつ多様化する様々な悩みや問題について、市民が安心して相談できるよう、各相談窓口の専門性の向上と関係機関との連携を強化し、利用しやすい相談体制の充実を図ります。



施策の展開

○人権の尊重や男女共同参画の視点に立ち、個人が抱える様々な問題を解決するため、相談者が利用しやすい体制づくりや相談窓口の周知を図り、関係機関と連携して専門的な視点から問題解決の支援を行います。

－目標指標－

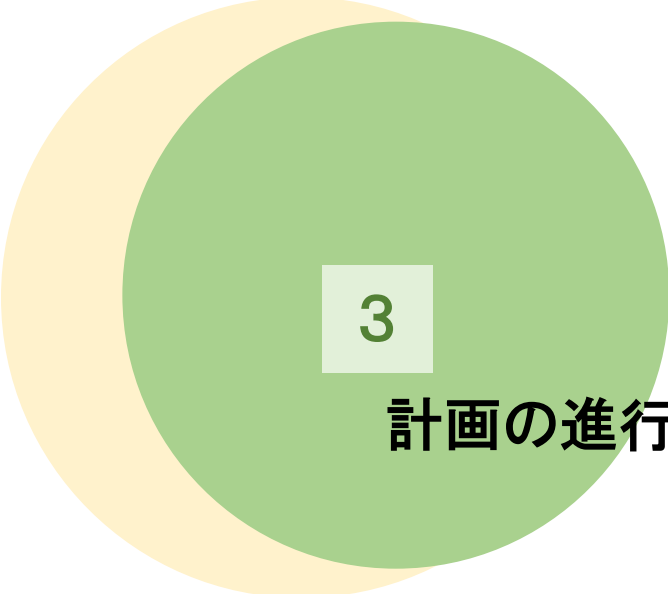
指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「パートナーシップ宣誓制度」の用語の認知度	46.6%	60.0%
【指標の考え方・目標値の算出方法】 「パートナーシップ宣誓制度」について見聞きしたことがある市民の割合の増加を目指す。(府中市男女共同参画に関する意識調査)		
「ダイバーシティ&インクルージョン」の用語の認知度	34.5%	60.0%
【指標の考え方・目標値の算出方法】 「ダイバーシティ&インクルージョン」について見聞きしたことがある市民の割合の増加を目指す。(府中市男女共同参画に関する意識調査)		

事業一

*No. が色付けされている事業は他の施策で再掲されています。

No.	事業項目	事業概要	担当課
(1) 人権意識の啓発の推進			
72	人権啓発事業	・人権が尊重される社会の実現を目指し、人権擁護委員と連携して人権啓発を進めます。	広聴相談課
73	学校におけるジェンダー平等・人権教育の推進	・教育活動全体を通して、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力・適性等を大切にするとともに「児童の権利に関する条約」や性教育・メディアリテラシー等についての人権教育の啓発に取り組みます。	指導室
58	【再掲】 包括的な性教育の充実	・狭義の性教育に留まらず、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、デートDV、性暴力の防止などの要素を入れた講座を学校の協力のもと実施します。	多様性社会推進課 子ども家庭支援課
74	市職員の人権研修・意識啓発	・市職員に対し研修を実施するなど人権意識を高めるための取組を行います。	多様性社会推進課 職員課
75	教職員の人権研修・意識啓発	・教職員に対して人権研修を実施するほか、事例紹介等を通じた女性管理職への昇任意欲の向上や意識啓発の推進などに取り組みます。また、女性教員が働きやすい学校環境の整備に努めます。	指導室
(2) 性的マイノリティへの理解促進と支援の充実			
76	性的マイノリティに関する理解の促進	・性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指すため、意識啓発を推進します。	多様性社会推進課
77	パートナーシップ宣誓制度の周知	・一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明するパートナーシップ宣誓制度を周知します。	多様性社会推進課
78	当事者に対する情報提供	・性自認及び性的指向に関する様々な悩みや不安についての相談機関等の情報を当事者へ提供します。	多様性社会推進課
(3) 困難な問題を抱える女性への支援			
79	困難な問題を抱える女性に対する相談体制の充実	・女性相談支援員等を配置し、困難な問題を抱える女性が適切な支援につながるよう相談を行い、必要に応じて関係機関と連携します。また、東京都等が実施する研修会等へ積極的に参加し、支援スキルの向上を目指します。	子育て応援課 多様性社会推進課
80	困難な問題を抱える女性への支援における関係機関との連携の強化	・支援調整会議等、関係機関と定期的に情報交換の機会を持ち、連携の強化に努めます。	多様性社会推進課 関連部署・機関
4	【再掲】 女性の就職支援講座、起業のための講座等の実施	・関係団体と連携し、女性の就職や再就職、起業に役立つセミナー等を関係団体と連携し開催します。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知します。	多様性社会推進課 産業振興課
5	【再掲】 労働情報等の周知	・国や都からの情報提供を受け、労働関係法、労働保険、就労に関するセミナー等の開催に関する情報を、広報を通じて周知します。	産業振興課
26	【再掲】 住宅確保要配慮者への居住支援	・高齢者・障害者・子どもを養育する者等が、適切な住宅を確保し、安定した居住を継続できるよう、住宅部門と福祉部門が連携した居住支援事業により民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	住宅課

No.	事業項目	事業概要	担当課
27	【再掲】 市営住宅における優先入居の実施	・高齢者やひとり親世帯を対象とした市営住宅の優遇抽選や、障害者を対象とした割当募集を実施します。	住宅課
28	【再掲】 ひとり親家庭の自立のための支援サービスの実施	・ひとり親家庭の親に対して、自立を支援するためのセミナーを開催したり、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給等を行います。また、状況に応じてひとり親家庭ホームヘルパーを派遣します。	子育て応援課
29	【再掲】 母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	・貸付を必要としているひとり親家庭に対して、適切な貸付を実施します。	子育て応援課
(4) 相談窓口の充実			
81	各種相談体制の充実	・人権身の上相談、法律相談等の各種専門相談を行います。 ・DV、デートDV、女性への暴力、人間関係、自分自身の生き方等に関する相談を受け付けます。 ・ひとり親家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談や支援を行います。 ・市と地域包括支援センターが連携し、高齢者及び介護者に関する相談や支援を行います。 ・障害のある人の福祉や地域生活についての相談を行います。また、障害のある人の福祉や地域生活についての相談を行います。また、子ども発達支援センター「はばたき」では、子どもの発達や学校生活に不安等を抱える子どもや保護者を対象に相談を行い、支援内容をご提案したり、学校等の関係機関と連携して支援を行います。 ・こころとからだに関する健康相談を行います。 ・地域子育て支援センター「はぐ」や子育てひろば事業において保育士等による相談を受け付け、情報交換や交流の場を提供します。また、必要に応じて子ども家庭支援センター「たち」と子育て世代包括支援センター「みらい」が連携し、支援を行います。 ・青少年の悩みに関する相談を受け付け、関係機関の紹介や助言を行う事業などを実施します。	広聴相談課 多様性社会推進課 子育て応援課 高齢者支援課 障害者福祉課 健康推進課 子ども家庭支援課 保育支援課 児童青少年課
10	【再掲】 年金・労働相談	・労働条件、労使関係、年金、健康保険、雇用保険、労災、ハラスメントなど労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。	広聴相談課



3

計画の進行管理

1 計画の進行管理

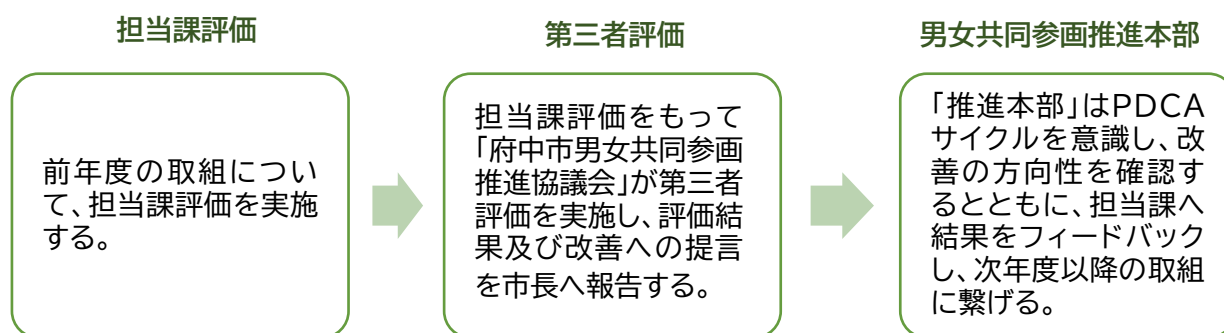
計画の基本理念に基づき、基本目標に掲げる政策を実現していくためには、施策の着実な進行管理が重要です。PDCAサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）に基づいて適切な進行管理を図ります。

1) 進行管理の手法

進行管理表に基づき、計画の取組状況及び目標指標の達成状況の把握及び効果検証（評価）を実施し、次年度以降の施策・事業の改善につなげていきます。

2) 進行管理及び取組みの推進体制

各年度の進行管理は、次のフローで実施しており、今後も同様に推進していくものとします。



3) 市民意識調査

計画の改定にあたっては、施策・事業の客観的な効果をはかるため、市民意識・意向を問うアンケート調査を実施し、計画期間全体を通じた達成状況の把握と評価を行います。

2 進行管理・評価の視点（参考）

第7次計画の重点的な取組として、第6次計画では具体的に示していなかった目標指標を積極的に取り入れています。事業等の実施に伴う取組の評価と併せて、どのような効果があったかを具体的な数値目標（数字）により評価します。

また、国や東京都などが掲げる目標指標は、本市が目指すべき基準（ベンチマーク）の参考にするなど、進行管理に効果的に活用します。

第7次府中市男女共同参画計画（案）
男女が共に参画するまち府中プラン

発 行 令和7年3月
発行者 府中市市民協働推進部地域コミュニティ課男女共同参画推進係
〒183-0034
府中市住吉町1丁目84番地
府中市男女共同参画センター「フチャール」
TEL: 042-351-4600
